

(第一類 第三号)

第五十一回国議院法務委員会議録第十五号

昭和四十一年三月十六日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 上村千一郎君

理事 小島 徹三君

理事 井伊 誠一君

理事 細迫 兼光君

安藤 覚君

唐澤 俊樹君

四宮 久吉君

千葉 三郎君

濱野 清吾君

横山 利秋君

志賀 義雄君

田中織之進君

鈴治 良作君

久野 忠治君

田中伊三次君

中垣 國男君

山田 長司君

門司 亮君

山本 利壽君

石井光次郎君

出席國務大臣

檢事
(大臣官房司法事務調査部長)

議員
(最高裁判所人事事務総局総務局長)

寺田 治郎君

監野 宜慶君

田中 武夫君

高橋 勝好君

矢崎 敏正君

委員佐伯宗義君、早川崇君、森下元晴君及び西村榮一君辞任につき、その補欠として久野忠治君

委員佐伯宗義君、早川崇君、森下元晴君及び西村榮一君辞任につき、その補欠として久野忠治君

の指名で委員に選任された。

同日 委員安藤覺君、鈴治良作君及び門司亮君が議長司亮君辞任につき、その補欠として早川崇君、森下元晴君、佐伯宗義君及び西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件
会社更生法の一部を改正する法律案(田中武夫君外二十名提出、衆法第一九号)

裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣提出第八二号)

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣提出第八二号)

裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

会社更生法の一部を改正する法律案(田中武夫君外二十名提出、衆法第一九号)

最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣提出第八二号)

裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

会社更生法の一部を改正する法律案(田中武夫君外二十名提出、衆法第一九号)

最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣提出第八二号)

裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

会社更生法の一部を改正する法律案(田中武夫君外二十名提出、衆法第一九号)

最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣提出第八二号)

裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

会社更生法の一部を改正する法律案(田中武夫君外二十名提出、衆法第一九号)

最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣提出第八二号)

裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

いう。以下同じ。)で会社に對して下請代金(同法に規定する下請代金をいう。以下同じ。)に係る債権を有するものの更生手続開始の申立てに関する意見書を添附しなければならない。
第三十五条の次に次の二条を加える。
(ト請事業者意見等)

第三十五条の二 会社が親事業者であるときは、裁判所は、会社の下請事業者で会社に對して下請代金に係る債権を有するものに対し、会社の更生手続開始について意見の陳述を求めなければならない。
裁判所は、会社の下請事業者で会社に對して下請代金に係る債権を有するものと同様に、月額の六倍に相当する額に満たないときは、その更生手続開始前の会社における在職期間に係る退職手当の額。ただし、その額が退職当時の給料の六倍に相当する額と同様の規定によつて共益債権とされる退職手当の額に満たないときは、その更生手続開始前の会社における在職期間に係る退職手当の額。ただし、その額が退職当時の給料の六倍に相当する額と同様の規定によつて共益債権とされる退職手当の額に満たないときは、その額を除く。

第三十八条第六号の次に次の二号を加える。
六の二 会社の使用者の不當な人員整理を目的として申立てをしたとき。

第三十九条第一項に次のただし書きを加える。
ただし、会社の使用者の給料の支払、会社の使用者の預り金の返還及び下請事業者が会社から支払を受けるべき下請代金の弁済を禁止してはならない。

第三十九条第六号の次に次の二号を加える。
六の二 会社の使用者の不當な人員整理を目的として申立てをしたとき。

第三十九条第一項に次の二号を加える。
六の二 会社の使用者の給料の支払、会社の使用者の預り金の返還及び下請事業者が会社から支払を受けるべき下請代金の弁済を禁止してはならない。

第三百八条第二号の下に「(会社の使用者の更生手続開始後の会社における在職期間に係る退職手当を含むものとする。)」を加える。

第三百七十三条第一項中「退職手当」の下に「(使用者の更生手続開始後の会社における在職期間に係る退職手当を含むものとする。)」を加える。

第三百七十四条第二項第二号の規定によつて共益債権として請求することができる退職手当の額があるときは、その額を含む。」を加え、同条第二項を次のように改める。

第三百七十四条第二項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九条第二項第一号の規定によつて共益債権として請求することができる退職手当の額があるときは、その額を含む。」を加え、同条第二項を次のように改める。

第三百七十五条第一項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九条第二項第一号の規定によつて共益債権として請求することができる退職手当の額があるときは、その額を含む。」を加え、同条第二項を次のように改める。

第三百七十六条第一項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九条第二項第一号の規定によつて共益債権として請求することができる退職手当の額があるときは、その額を含む。」を加え、同条第二項を次のように改める。

第三百七十七条第一項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九条第二項第一号の規定によつて共益債権として請求することができる退職手当の額があるときは、その額を含む。」を加え、同条第二項を次のように改める。

第三百七十八条第一項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九条第二項第一号の規定によつて共益債権として請求することができる退職手当の額があるときは、その額を含む。」を加え、同条第二項を次のように改める。

第三百七十九条第一項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九条第二項第一号の規定によつて共益債権として請求することができる退職手当の額があるときは、その額を含む。」を加え、同条第二項を次のように改める。

第三百八十一条第一項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九条第二項第一号の規定によつて共益債権として請求することができる退職手当の額があるときは、その額を含む。」を加え、同条第二項を次のように改める。

第三百八十二条第一項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九条第二項第一号の規定によつて共益債権として請求することができる退職手当の額があるときは、その額を含む。」を加え、同条第二項を次のように改める。

第三百八十三条第一項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九条第二項第一号の規定によつて共益債権として請求することができる退職手当の額があるときは、その額を含む。」を加え、同条第二項を次のように改める。

第三百八十四条第一項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九条第二項第一号の規定によつて共益債権として請求することができる退職手当の額があるときは、その額を含む。」を加え、同条第二項を次のように改める。

第三百八十五条第一項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九条第二項第一号の規定によつて共益債権として請求することができる退職手当の額があるときは、その額を含む。」を加え、同条第二項を次のように改める。

第三百八十六条第一項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九条第二項第一号の規定によつて共益債権として請求することができる退職手当の額があるときは、その額を含む。」を加え、同条第二項を次のように改める。

第三百八十七条第一項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九条第二項第一号の規定によつて共益債権として請求することができる退職手当の額があるときは、その額を含む。」を加え、同条第二項を次のように改める。

第三百八十八条第一項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九条第二項第一号の規定によつて共益債権として請求することができる退職手当の額があるときは、その額を含む。」を加え、同条第二項を次のように改める。

第三百八十九条第一項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九条第二項第一号の規定によつて共益債権として請求することができる退職手当の額があるときは、その額を含む。」を加え、同条第二項を次のように改める。

第三百九十条第一項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九条第二項第一号の規定によつて共益債権として請求することができる退職手当の額があるときは、その額を含む。」を加え、同条第二項を次のように改める。

第三百九十二条第一項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九条第二項第一号の規定によつて共益債権として請求することができる退職手当の額があるときは、その額を含む。」を加え、同条第二項を次のように改める。

第三百九十三条第一項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九条第二項第一号の規定によつて共益債権として請求することができる退職手当の額があるときは、その額を含む。」を加え、同条第二項を次のように改める。

の罰金に処する。

一 更生手続開始を遅延させる目的をもつて、著しく不利益な条件で会社に債務を負担させ、又は信用取引により会社に商品を貰い入れ、著しく不利益な条件でこれを処分すること。

二 更生手続開始の申立てをすることができる事実があることを知つてゐるにかかわらず、特定の債権者に特別の利益を与える目的をもつて、会社の財産を担保に供与し、又は会社の債務を消滅させる行為で会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が会社の義務に属しないもの。

三 法律の規定により作るべき商業帳簿を作らず、これに財産の現況を知るに足りる記載をせず、若しくは不正の記載をし、又はこれを隠匿し、若しくは書き換ること。

前項の規定は、刑法に正条がある場合には、適用しない。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前にすでに更生手続開始の申立てがなされた事件については、なお従前の例による。

理 由

会社更生法の運用の現状にかんがみ、下請事業者及び会社の使用者の保護を図るために裁判所は下請事業者に対し会社の更生手続開始について意見の陳述を求めなければならないこととし、及び一定範囲の下請代金はこれを共益債権として請求することができることとし、並びに共益債権として請求することができる会社の使用者の給料及び退職手当の範囲を広げることとする等所要の整備をすることともに、過怠更生罪を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大久保委員長 まず、提出者から提案理由の説明を求めます。田中武夫君。

○田中(武)議員 社会党提出会社更生法の一部を改正する法律案について、提案者を代表して提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のことく、会社更生法は、株式会社の持

つ社会的、経済的価値の重要性にかんがみ、窮境にあるが、再建の見込みのあるものについて、直ちにこれを破産、解体せしめることなく、その事業の維持更生をはかるとするもので、昭和二十七年に制定された法律であります。会社更生法によると、更生手続開始申請件数並びに更生手続開始決定件数は、統計の整備されている昭和三十二年以降昨年十月まで、それぞれ七百十一件、二百三十一件であります。ところ、三年来著しい増加傾向を示し、特に昨年は申し立て件数、開始決定件数ともに飛躍的に増加し、それぞれ百七十二件、四十七件、昨年は十月現在百十九件、五十一件のぼっております。

言うまでもなく会社更生法は、会社事業の維持更生をはかるため、株主、債権者等利害関係人の利害を公平、迅速に調整するものであります。更生手続の結果として、経済力の弱い中小企業(下請企業である債権者に深刻かつ多大の犠牲を押しつけておりますことは、現行会社更生法の制度上回避不得ないところであります。しかも会社更生法は、その性格上経済不況期に最も多く活用されるものであり、これら債権者のこうむる影響は、二重の意味においてきわめて重大であります。特に最近の経済情勢は、誤った高度経済成長政策の結果、ほとんど毎月企業倒産の記録が更新され、さきには東京発動機、日本特殊鋼、サンウェーブ等、近くは山陽特殊製鋼のことく、相當規模の企業まで、相次いで倒産する深刻な事態が生じております。これら企業の犠牲において大企業を更生せしめる機能を果たしており、子の犠牲によって親を助ける法律となつてゐるのであります。このようなことは、下請企業の犠牲において大企業を更生せしめるのできないものがあります。

もとよりわれわれは、会社更生法を経済の実態

に立脚した合理的な姿で機能せしめるためには、

会社更生法のあり方全般にわたり根本的検討が必要

は、たとえ株式会社であつても現実問題として、最も緊急の課題である下請企業について保護措置を講じ、あわせて労働者の利益保護等をはかることが、ますもつて必要であると考え、ここに本改正案を提出した次第であります。

次に、改正案の内容を御説明申し上げます。

その第一点は、更生手続開始申し立て書に下請事業者の意見を添付させるとともに、裁判所に対する意見を添付させること。

理由及びその要旨を御説明申し上げます。

○田中(武)議員 社会党提出会社更生法の一部を改正する法律案について、提案者を代表して提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のことく、会社更生法は、株式会社の持つ社会的、経済的価値の重要性にかんがみ、窮境

にあるが、再建の見込みのあるものについて、直ちにこれを破産、解体せしめることなく、その事業の維持更生をはかるとするもので、昭和二十七年に制定された法律であります。会社更生法によると、更生手続開始申請件数並びに更生手続開始決定件数は、統計の整備されている昭和三十二年以降昨年十月まで、それぞれ七百十一件、二百三十一件であります。ところ、三年来著しい増加傾向を示し、特に昨年は申し立て件数、開始決定件数ともに飛躍的に増加し、それぞれ百七十二件、四十七件、昨年は十月現在百十九件、五十一件のぼっております。

言うまでもなく会社更生法は、会社事業の維持更生をはかるため、株主、債権者等利害関係人の利害を公平、迅速に調整するものであります。更生手続の結果として、経済力の弱い中小企業(下請企業である債権者に深刻かつ多大の犠牲を押しつけておりますことは、現行会社更生法の制度上回避不得ないところであります。しかも会社更生法は、その性格上経済不況期に最も多く活用されるものであり、これら債権者のこうむる影響は、二重の意味においてきわめて重大であります。特に最近の経済情勢は、誤った高度絏済成長政策の結果、ほとんど毎月企業倒産の記録が更新され、さきには東京発動機、日本特殊鋼、サンウェーブ等、近くは山陽特殊製鋼のことく、相当規模の企業まで、相次いで倒産する深刻な事態が生じております。これら企業の犠牲において大企業を更生せしめる機能を果たしており、子の犠牲によって親を助ける法律となつてゐるのであります。このようなことは、下請企業の犠牲において大企業を更生せしめるのできないものがあります。

もとよりわれわれは、会社更生法を経済の実態

に立脚した合理的な姿で機能せしめるためには、

会社更生法のあり方全般にわたり根本的検討が必要

は、たとえ株式会社であつても現実問題として、最も緊急の課題である下請企業について保護措置を講じ、あわせて労働者の利益保護等をはかることが、ますもつて必要であると考え、ここに本改

正案を提出した次第であります。

次に、改正案の内容を御説明申し上げます。

その第一点は、更生手続開始申し立て書に下請

事業者の意見を添付させるとともに、裁判所に對

し、下請事業者の意見を添付せることを義務づけることであります。すなわち、会社更正法の

適用は、下請事業者の存立にかかる重大な問題でありますので、親企業の一存で決定させることなく、下請事業者の意見を十分反映させようとする

ものであります。

第二点は、裁判所は、更生手続開始申し立てが

会社使用者の不當な人員整理を目的とするものであります。会社更正法の適用は、ともすれば従業員の人員整理のための一方法として利用される危険があるので、現行法をさらに明確にし、これを防止しようとするものであります。

第三点は、裁判所は、保全処分に当たり、会社使用者の給料、その預金及び下請事業者に対する下請代金の支払いを禁止してはならないことであり、第四点は、更生手続開始申し立ての日前六ヶ月間及び当該申し立ての日から更生手続開始までの間に、会社が下請事業者から受領した給付にかかる下請代金及び会社使用者の給料は、いずれも共益債権とするとともに、会社使用者の退職金は、更生手続開始前に退職したときは退職当時の給料の六倍に相当する額まで、また更生手続開始後に退職したときも、共益債権となる退職手当の額が退職当時の給料の六倍に満たない場合は、更生手続開始前の在職期間にかかる退職手当の額をそれと同様に計算するものであります。

これは、本改正案の中心をなすものであり、保全処分に制約を課すことによって、下請事業者の連鎖倒産を防止することとともに、下請代金、労働者の貸

金、退職金について、共益債権とされる範囲を現行法より一段と拡大し、下請事業者、労働者の利

益を保護しようとするものであります。御承
知のとおり破産法には、過怠更生罪の新設であります。御承
知のとおり破産法には、過怠破産罪の規定がありま
ますが、会社更生法にはこのような規定は設けられ
れていません。しかし、明らかに経営者の過怠
により企業を危機におとしいれ、関連下請事業者
や労働者に多大の犠牲と損失を与えた場合、これ
を放任することは社会正義に反すると思うのであ
ります。かような見地から当該経営者の社会的責
任を追及するとともに、会社更生法悪用による經
営責任の回避を防止し、あわせて一般経営者の倫
理感と責任感を自覚せしめる意味において、過怠
更生罪を設けたのであります。

以上 儘単に提案理由及び改正の要旨を御説明申し上げましたが、親会社の会社更生法適用の陰に泣く、多くの中小下請事業者を救うために、何とぞ十分御審議の上すみやかに御賛同くださるようお願い申し上げ、提案説明を終わります。

○大久保委員長 裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、最高裁判所裁判官退職手当特別法案、及び訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを審ります。坂本泰良君。

○坂本委員 私は、ますや最高裁判所の地位、職務、
権限等についてお伺いしたいと思いますが、御存じのよう
に、終戦後の日本におきましては、戦前に
における行政権に対するいわゆる司法権の独立に
遺憾な点があり、それが重大な日本の敗戦を導き、
さらに国民に対する誤まつた裁判等が行なわれた
のでありますから、それを是正するために一大改
革が行なわれたのであります。したがつて、最高
裁判所は法務省から独立して法案その他の審議は

ありますが、いろいろ一つに分かれるについては

権限の問題等もあつたようでありますか。とにかく最高裁判所が発足をいたしまして、最高裁判所裁判官並びに長官、裁判官会議、その他司法研修所、裁判所書記官研修所、最高裁判所図書館等々が、このいわゆる最高裁判所の行政的権限ということを確立と、こしこつけであります。(こづけ)

その確立につきましては、まず十五名の裁判官をどうするかということでありまして、さらに、当期待するところは、憲法違反に關する法律その他命令につきましては、これは理想としましては、民事、刑事の具体的裁罰に対しての憲法違反

の問題だけでなく、総括的に、いわゆる三権分立における行政並びに立法の関係から、憲法による法律がつくられた場合に、それが憲法違反であるという総括的な判断もこの最高裁判所がとるんだ、そういうような理想でありましたかが、実際並

びに法律上も、民事、刑事の具体的裁判を通じて憲法違反の問題を議論する、まあこういうことになって、自來今日まできておるわけであります。これに対しましては、かつて、朝鮮事変の直後と思いますが、警察予備隊法が国会でつくられました

たときに、この警察予備隊法は憲法第九条に違反するのであるというようなことで、当時社会党の中央執行委員長鈴木茂三郎氏を原告としまして、国を相手に、日本国憲法に違反する行政処分取消請求事件といふ訴訟を起こしたわけであります。

それがその代理人の末席を汚したのであります
が、その際の判決の要旨は、「わが現行の制度
の下においては、特定の者の具体的な法律関係に

つき紛争の存する場合においてのみ裁判所にその判断を求めるができるのであり、裁判所がかような具体的な事件を離れて抽象的に法律命令等の合憲性を判断する権限を有するとの見解には、憲法上及び法令上何等の根拠も存しない。そして弁論の趣旨よりすれば、原告の請求は右に述べたような具体的な法律関係についての紛争に関するものでないことは明白である。」こういう趣旨の理由で訴訟は不適法として却下されたわけでありま

す。その後国会におきましても、われわれ社会党

うな法律制度をつくるなければ、ほんとうの憲法
といいたしましては、この抽象的判断ができるよ
うの番人としての最高裁判所の存在はないじゃない
か、こういうことで、その法律案の作成にも西ト
イツ、イギリスその他の憲法等も研究いたしまし
た文正采ときどきこつづけらりますよ、どうぞつ

うらがつてきめた民事、刑事の裁判に因する事件は、
対応の裁判官がこれを裁判して処理する。憲法違反
の問題については特に——私資料を持ちません
から記憶が多少誤つておるかわかりませんが、九
右くらいの裁判官でその判断をする。そういうよ

して、当時何と申しましたか法律案は忘れました
が、それの共同修正の議が事実上まとまつたわけ
であります。ところが、当時の最高裁判所の裁判
会議でそれを否決され、その後そのまま現在

へ至つておるわけであります。
そういうふうな経緯を経ておりますが、しかし
ながら最高裁判所はたして民事、刑事の具体的
問題についての憲法違反だけの処理をしておるか
ということについては、判決ではそうであります。

けれども、実際上最高裁判所の長官が訓示その他の発言をいたしますことはやはり憲法に触れる問題でありますし、その問題につきましても、三代の

現長官になつたわけであります。が、最初の三淵長官の時代が二年半、次の田中耕太郎長官が十年、現在官が何年ですか、計算すればわかりますが、現任に至つておるわけであります。この長官が本年の八月六日に定期退職、こういうことになつておられますから、そのときになれば当然長官の退職に基づく新たな長官の任命、こういうことになるわけであります。八月と申しますともうすぐありますので、これはおそらく総選挙前に現在佐藤内閣

の手によつて実施されるんぢやないか、こういふ

段階に至つておるわけであります。
そこで、われわれがこの三代の長官を通じまして
考えますことは、田中耕太郎氏が昭和二十五年
任命されました当時は、御存じのように朝鮮戦争
前夜のような状態でございまして、日本の占領行
政には重大な変化と承ることになりました。二

政には重力が變化を来たしたともしておらず、このことについてはあとで質疑いたしたいと思いま
すが、いろいろ田中長官の訓誡、発言あるいは行動についてはとかくの批判があつたわけであります。そういうような関係で、やはり憲法の番人である最高裁判所が、長官あるいは判決によつて、

われわれが憲法上期待したところの最高裁判所で
實際上はないような状態になつておる。
そういうような点からいたしまして、なおまた、
田中長官が任命されました當時の状態を考えます
ときに、現在の状態はもつとそれより深刻な世界

戦争と申しますか、いわゆるベトナム戦争に対する日本の態度について、憲法が国民のために止しく実施されるかどうか、今国会の衆議院の予算委員会の状態でもそうでありますが、特に参議院の予算委員会におきましては、沖縄に対する自衛隊

のいわゆる派兵の問題についてここ数日間非常な論議がわされました。そして今後どうなるかといふ点についても、これは憂慮すべき事態でありまして、昭和二十五年の朝鮮戦争の勃発する前の状態、それから朝鮮戦争が勃発しましたその後の大變遷をうかがつて、この二点に亘り

日本国民の生命財産の問題については、現在重要な段階にあると思います。したがつて、田中最高

裁判所長官の任命されました當時を思いますと、今度八月に行なわれるべき最高裁判所長官の任命については、これは政党内閣のもととは申せ、やはり最高裁判所が司法権の独立を堅持いたしまして、そうしてその任務を果たす上においては重大なる問題である、こういうふうに考えるのであります。今国会では憲法を守る最高裁判所の裁判官の退職金問題の重要な法律案が提案されておるのあります。これは金の問題でなくて、最高裁判

所における裁判官諸公の憲法に基づく裁判官としての国民のための裁判をやる、さらにその長官である者は、田中長官当時より以上の重大な地位に立つと思うのでありますから、その点について若干御質問を申し上げたいと思います。

まことにばはそのくらいにしまして、まず最初に、最高裁判所長官及び最高裁判所裁判官の地位権限、それと裁判官会議の構成・職務権限、そして会議の議長の地位の問題、あわせて司法研修所長の問題、裁判官書記官研修所並びに所長の問題、最高裁判所図書館及び図書館長の問題、これについて最高裁判所においてはいかなる具体的な運営をなされておるか。さらにこの運営の問題について、裁量官会議の補助機関であるか、あるいは最高裁判所長官個人の補助機関であるか、そういうような現在の運営についての御所見を承りたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者　ただいま坂本委員のお話にございましたのは、司法の基本に触れる問題が多くございましたように伺つたわけでござります。私どもとしても常にこの問題について検討なり研究をいたしておりますわけでございます。直接お尋ねのございましたのは、最高裁判所の裁判官の地位及びこれに関連する問題ということとか伺つたわけでございますが、まず先ほど来坂本委員からお話をございましたように、新憲法下、裁判所法によつて具体的な機関ができまして、最高裁判所は発足したわけでございますが、これは戦前の大審院とは全く性格を異にするものでございまして、そのおもな点はまず第一に、違憲審査権があるということ、これも先ほど来坂本委員からお話をあつた点でございます。それから第二に、司法行政権を完全に持つておること、それから第三に規則制定権を持つておること、こ

の三つが戦前の大審院と違います。最高裁判所が司法の頂点にある、そして憲法上非常に重要な地位を与えられておる、こうしたことになるわけであらうと思うわけでございます。

このうち、まず違憲審査権を含みます裁判権をどういうふうにして行使するか、これは御承知のとおり大法廷及び小法廷の機構をもつてとり行なつておるわけでございまして、大法廷は全員の裁判官、小法廷は通常三人以上五人の裁判官の合議で行なつておる。その関係におきましては、長官もその裁判官の一員であられるわけでござります。ただ、長官が裁判長になられますので、その訴訟指揮権等は長官が裁判長として行使される、かよろなことになるわけでございます。

それから次に、司法行政権の問題でございますが、これは規則制定権もある意味における、広い意味における司法行政でございますので、規則制定権の行使も同様にならうかと思うのでございま

すが、広い意味での司法行政権の行使は、これは裁判所法の規定によりまして、裁判官会議の議によって行なう。そして、最高裁判所長官がこれを総括する、かよろなことになつておるわけでござります。その総括ということの具体的な内容は、いろいろ実際的な問題になつてしまつたわけでござります。あるかどか。さらにもう一つ、裁判官会議は長官も含めた十五名の裁判官でこれを構成して、そ

うしてその議決についてはもちろん長官も從ふとうございますが、さしつめ議長となるということでござります。表決権は同様でございますが、議長となるかどうか、この二つの点についてお伺いいたしました。

○坂本委員　長官は、他の裁判官と比較して特別な高い地位にあるかどか。さらにもう一つ、裁判官会議は長官とその他の裁判官も議長といふものを非常に高く評価し尊重しておられますが、議長といふものを非常に高く評価し尊重しておられますが、議長といふものは、これは国会においても議長といふものが相當に尊重すべきものではありますと同様に、裁判官会議におきましてもやはり議長といふものが相當に尊重すべきものであらう。またこの点では、これはおそらく国会でも表決権に違いがあるわけではなくても、議長といふものは非常に尊重されているという意味合いで、裁判官会議においても表決権といふものは同じでも、議長といふものは相当尊重すべきものである。また裁判官会議において裁判長といふものは、これは最終の表決権において差はございませんけれども、訴訟指揮といふようなこともなかなか重要なことでございまして、この訴訟指揮の権能を持っておられる裁判長たる長官の地位といふものも、見方によればやはり相当評価すべきではないか。これらの点が憲法が任命方式を区別いたしております一つの考え方のあらわれでなかろ

大体先ほどのお尋ねの点、大まかな点を申し上げますれば、そういうような運営でござります。

○坂本委員　そういたしますと、最高裁判所の事務局で応援しながら大蔵省と折衝する、この事務局で応援しながら大蔵省と折衝する、この

一つの教育でござりますし、教育というものは單なる行政事務ではまかない切れないので精神ともう一つの教育でござりますので、いわゆる教育の独立と申しますが、それほどの強い意味でございませんでも、實際の運営としてある程度教育会議というようなものが中心になって、少なくとも教育の内容については教育会議といふようなものが中心で、所長がそれを総括しながら進めたいかれるというようなことでござります。ただ

し、研修所の予算とかそういうようなことになりませんれば、当然司法行政事務に入つてしまりますので、最高裁判所の裁判官会議の命を受けて、このうちのものが中心になつて、少なくその他の裁判官とに、それほど大きな差異はないかれるというようなことは言えます。そういう点では、私どもの内部では、総理が報酬四十万円で各務大臣が三十万円であるということは、それはいいとしても、裁判所の場合に長官が四十万円で、その他の裁判官が三十万円という差が、はたして合理的であるかどうかという点に議論がないわけでもないのです。しかしながら、先ほど申しましたとおり、憲法上はつきり任命方式が違つておりますし、またある意味におきましては、議長の権限といふものは、これは国会においても議長といふものを非常に高く評価し尊重しておられますが、議長といふものを非常に高く評価しておられますが、議長といふものは、これは国会においても議長といふものが相當に尊重すべきものである。またこの点では、これはおそらく国会でも表決権に違いがあるわけではなくても、議長といふものは非常に尊重されているという意味合いで、裁判官会議においても表決権といふものは同じでも、議長といふものは相当尊重すべきものである。また裁判官会議において裁判長といふものは、これは最終の表決権において差はございませんけれども、訴訟指揮といふようなこともなかなか重要なことでございまして、この訴訟指揮の権能を持っておられる裁判長たる長官の地位といふものも、見方によればやはり相当評価すべきではないか。これらの点が憲法が任命方式を区別いたしております一つの考え方のあらわれでなかろ

うか、こうじらうことなどござります。そういう点が違うわけでございまして、お尋ねの中の、長官といえども具体的な権限行使については裁判官会議の命令に従うと申しますか、裁判官会議で定まつた方針どおりに行動される、これはむろん当然のこととござります。もちろんこまかい点に至りますれば一々裁判官会議にはかるわけにまいりませんけれども、重要な点は、これは特に最高裁判所におきましては十分に裁判官会議で練りましていろいろやっているわけでございまして、長官がいわば個人的な意見で行動されるということは、少なくとも重要な問題についてはないというふうに申し上げてさしつかえない、こう考えておるわけでござります。

○坂本委員 結局、長官も最高裁判所の組織の上においては他の裁判官と同一地位であつて、その発言権といふのは、十五名ですから十五分の一、こういうふうにいまの御答弁で了解したのであります。そこで他の裁判官に比較して優越的な機能は、いま御説明もありましたように私はないと思ひます。ただ俸給の問題その他については、これは金錢的に四十万と三十万の区別がある。この点もこれはまた考えなければならぬ問題じゃないかと思つております。そこで、最高裁判所の長官といたるのは、最高裁判所におきましては裁判官と同一の発言権を持ち、十五分の一の権限であるけれども、しかしながら、この長官は、最高裁判所を外部に対して代表する権限はないか。何と申しますか、ある学者が申しておりますように代表する顔である、こういうふうに考えると、この最高裁判所長官の地位を占めておる人というのは、これはすぐれた裁判官でなければならない。これは国民的な要求だと思います。そこで最初に、最高裁判所の発足当時においては、先般他の委員の質疑もありましたように、初代の裁判官の任命並びに裁判官の任命、これにあたりましては裁判官会議の任命諸問委員会規程というのがあって、これに基

びいろいろの、簡単に申しますと、裁判官から出た者が五名、弁護士から出た者が五名、学識経験者から五名、こういう構成で、第三条による行政裁判所長官及び専任の行政裁判所評定官であつた者の中から互選された者、それから全国の弁護士の中から互選された者、裁判所法第四十二条第一項第六号の大学の法律学の教授で内閣総理大臣の指名する者、それから学識経験のある者で内閣総理大臣の指名する者、こういう諸問委員会ができますと、そして先ほど申し上げましたように初代の三淵長官以下十五名の裁判官が任命されました、こう思いますと、このときの裁判官の任命された振り合いと申しますか十五名の振り当てと申しますか、その関係と、その後の二代目の長官の任命の際ににおいての事実を、簡単で御説明願いたい。

○矢崎最高裁判所長官代理者　ただいま、最初の任命のときとそれからその後の田中長官の任命のときにおける学識経験者、弁護士会、裁判所からの出身者の比率についてははどうかという御質疑でございました。最初のときは、学識経験者、弁護士会、裁判所側から出ました者が五・五・五といふような比率というふうに一般にいわれておるわけですがございます。それからその後田中長官が任命された當時におきましては、学識経験者から出した者が六名、弁護士会から出ました者が四名、裁判所から出ました者が五名、こういうような比率に相なったといふようにいわれております。それは、最初庄野弁護士が最高裁判所の裁判官になれました後、その後鶴積重遠裁判官がそのあとをお繼ぎになりました関係で、弁護士の五が四になりまして、学識経験者の五が六になつたといふような比率に相なつておるわけでございます。

○坂本委員　そこで、その候補者を選出されるについて、委員会は、長官候補者として東大の南原繁氏、それから鶴積重遠氏、それから弁護士は、有馬忠三郎氏、竹田省氏、この方々をあげられた

三淵氏が長官に就任された、こういふうに聞いておりますが、この点は間違いないでしようか。
○監野政府委員 具体的な任命の事情は、御承知いたしていませんので、私どもは具体的な事情は承知いたしていないわけでございます。
○坂本委員 任命された経緯もわかつてないわけですか。
○監野政府委員 現在承知いたしておりません。
○坂本委員 いずれにしても、この委員会の推薦によつてきました人がそのまま任命された、そういうことについては間違いないですね。
○監野政府委員 ただいま仰せのとおり、当時は裁判官の任命諮問委員会が設置されておりまして、その諮問による答申に基づいて任命なし指名する、かよくなことになつておりますので、御指摘のとおりの手続であつたと考えられます。
○坂本委員 このときの内閣は、片山内閣ではなかつたかと思いますが、その点いかがですか。
○監野政府委員 たしかさようであつたと記憶しております。
○坂本委員 そこで、昭和二十五年三月二日に三淵長官が退職されるまで二年半在職されたわけでありますが、その間の問題については、いろいろと調査をしますと、表面にあらわれた最高裁判所の判決について、その判決には少数意見がある場合は少數意見がついておりますから、その少数意見に対しても裁判長である長官はいかなる処置をとられたかといふようなこともわかるわけですが、われわれがここに推察するに、この二年半の在職中は、戦争直後の混乱期であつて、いろいろな具体的な問題が、裁判官が戸惑いするようなもの幾つかあるのですが、困難な時代であるし、さらに新憲法その他改められた日本の法体系に適するような司法行政を行なうということは非常に困難であったろうということは、われわれ推察できるわけであります。したがつて、この三淵長官が参加されました判決は、相当ありますけれども、

2023-2024 学年八年级上册物理期中考试卷

日本本の裁判史に残るような名判決と申しますか。そういういろいろな判決は、さらにまたすぐれた判決まさに、この二年半の三淵長官の時代は、司法行政と内閣との関係において、やはりわれわれが要望けれども、ただ私たちは、総括的に考えますとときに、この二年半の三淵長官の時代は、司法行政の権威の失墜と秩序尊重の自覚の衰退が跡を絶れたいと思います。もちろんその前に、三淵長官時代もいろいろ訓示その他等はあつたと推測いたしますが、それをまだいま私、調べる余裕もありませんし、時間もないから省略いたします。田中耕太郎氏は、四月十四日、最高裁判所で開かれた裁判所長官会同において訓示をなされておるわけであります。その要旨は、「わが国の現状を直視すると、國民の民主主義に対する理解は十分といえず、立抗争はますます深刻化している。加うるに最近の二つの世界間の微妙な関係は国内情勢にも反映され、事態は複雑の度を深めている。」このときには、わかれわれは司法権の独立なきところに民主主義なしという信念をもつて、正義の実現、秩序の維持に献身しなければならない」、こういう訓示をなしておられます。この点は間違いないですね。

○寺田最高裁判所長官代理人 御指摘のような訓示がございましたことは間違ひございません。

○坂本委員 そこで、この訓示そのものを見ますと何でもないようにも思いますけれども、これはやはり私が先ほど申し上げましたように、当時の日本の情勢、世界の情勢を見ますときに、いわゆる最高裁判所の長官として、全日本の裁判官の象徴

の顔として発言されるについては、これは裁判官としては相当考えなければならぬ問題じゃないかと思う。當時の情勢は、先ほどもその一部を申し上げましたように、「二十五年の三月といえれば朝鮮戦争の前夜に当たり、占領行政にも重大な変化が起つたのであります。ことに昭和二十五年の一月一日にはマッカーサー司令官が突如として、この憲法の規定は、たとえどのような理由をならべようとも、相手方からしかけてきた攻撃に対する自己防衛の権利を否定したものとは解釈できません」といふ。こういう声明が発せられ、次いで同月十二日にアチソン米国務長官が、「アメリカは、われわれ自身の国防の利益のために日本の軍事的防衛の責任を負わねばならなくなつた」。この間來參議院で、衆議院でも問題になつたのですが、日本人の人もまた同じようなことを言つてゐるようにも思われる。ですから、私がここに田中長官のこの訓示に対して考え方を示るのは、この最高裁判所田中長官の交代された前後には、日本をめぐるいわゆる極東と申しますか、極東の情勢に重大な変化があつたことは、これはもういまから考えて確かであります。しかもこの変化は同年、昭和二十五年六月二十五日至つて朝鮮戦争の勃発に向かつて進んでいるのでありますから、そういう点を考えますときに、この訓示については、これを長官個人の思想・信念と申しますか、そういうような点が十分に含まれているものである。そういたしましたならば、最高裁判所の長官としては、これは司法権の独立を守り、全国の裁判所の頂点としての顔であるという点から考えますと、この長官としての地位についての発言については重大関心を持たなければならぬ。と申しますのは、今度六月、この長官の交代が行なわれますときに、これより以上の長官でも任命された場合には、これ最高裁判所が司法権の独立として、憲法の番人としての、憲法擁護の裁判所としてのほんとうの地位が保たれるかどうかということを憂慮するあまり、これを指摘するわけですが、最高裁判所の長

官の訓示は、もちろん現在見ますとたくさんありますから、それを見ますと、法のものとの平等とかいろいろなことは言つておりますが、あまり時局には関係しないことが非常に多いようであります。しかしに田中長官は、就任早々にこういう訓示をしておられる。これではたして最高裁判所の長官としての地位が保たれ、憲法を守ることができます。だらうかどうかということを疑うわけであります。この点は總理大臣にもお聞きしたいと思つております。ようとも、相手方からしかけてきた攻撃に対する自己防衛の権利を否定したものとは解釈できません」といふ。こういう声明が発せられ、次いで同月十二日にアチソン米国務長官が、「アメリカは、われわれ自身の国防の利益のために日本の軍事的防衛の責任を負わねばならなくなつた」。この間來參議院で、衆議院でも問題になつたのですが、日本人の人もまた同じようなことを言つてゐるようにも思われる。ですから、私がここに田中長官のこの訓示に対して考え方を示るのは、この最高裁判所田中長官の交代された前後には、日本をめぐるいわゆる極東と申しますか、極東の情勢に重大な変化があつたことは、これはもういまから考えて確かであります。しかもこの変化は同年、昭和二十五年六月二十五日至つて朝鮮戦争の勃発に向かつて進んでいるのでありますから、そういう点を考えますときに、この訓示については、これを長官個人の思想・信念と申しますか、そういうような点が十分に含まれているものである。そういたしましたならば、最高裁判所の長官としては、これは司法権の独立を守り、全国の裁判所の頂点としての顔であるという点から考えますと、この長官としての地位についての発言については重大関心を持たなければならぬ。と申しますのは、今度六月、この長官の交代が行なわれますときに、これより以上の長官でも任命された場合には、これ最高裁判所が司法権の独立として、憲法の番人としての、憲法擁護の裁判所としてのほんとうの地位が保たれるかどうかということを憂慮するあまり、これを指摘するわけですが、最高裁判所の長

官の訓示は、もちろん現在見ますとたくさんありますから、それを見ますと、法のものとの平等とかいろいろなことは言つておりますが、あまり時局には関係しないことが非常に多いようであります。しかしに田中長官は、就任早々にこういう訓示をしておられる。これではたして最高裁判所の長官としての地位が保たれ、憲法を守ることができます。だらうかどうかということを疑うわけであります。この点は總理大臣にもお聞きしたいと思つております。ようとも、相手方からしかけてきた攻撃に対する自己防衛の権利を否定したものとは解釈できません」といふ。こういう声明が発せられ、次いで同月十二日にアチソン米国務長官が、「アメリカは、われわれ自身の国防の利益のために日本の軍事的防衛の責任を負わねばならなくなつた」。この間來參議院で、衆議院でも問題になつたのですが、日本人の人もまた同じようなことを言つてゐるようにも思われる。ですから、私がここに田中長官のこの訓示に対して考え方を示るのは、この最高裁判所田中長官の交代された前後には、日本をめぐるいわゆる極東と申しますか、極東の情勢に重大な変化があつたことは、これはもういまから考えて確かであります。しかもこの変化は同年、昭和二十五年六月二十五日至つて朝鮮戦争の勃発に向かつて進んでいるのでありますから、そういう点を考えますときに、この訓示については、これを長官個人の思想・信念と申しますか、そういうような点が十分に含まれているものである。そういたしましたならば、最高裁判所の長官としては、これは司法権の独立を守り、全国の裁判所の頂点としての顔であるという点から考えますと、この長官としての地位についての発言については重大関心を持たなければならぬ。と申しますのは、今度六月、この長官の交代が行なわれますときに、これより以上の長官でも任命された場合には、これ最高裁判所が司法権の独立として、憲法の番人としての、憲法擁護の裁判所としてのほんとうの地位が保たれるかどうかということを憂慮するあまり、これを指摘するわけですが、最高裁判所の長

官の訓示は、もちろん現在見ますとたくさんありますから、それを見ますと、法のものとの平等とかいろいろなことは言つておりますが、あまり時局には関係しないことが非常に多いようであります。しかしに田中長官は、就任早々にこういう訓示をしておられる。これではたして最高裁判所の長官としての地位が保たれ、憲法を守ることができます。だらうかどうかということを疑うわけであります。この点は總理大臣にもお聞きしたいと思つております。ようとも、相手方からしかけてきた攻撃に対する自己防衛の権利を否定したものとは解釈できません」といふ。こういう声明が発せられ、次いで同月十二日にアチソン米国務長官が、「アメリカは、われわれ自身の国防の利益のために日本の軍事的防衛の責任を負わねばならなくなつた」。この間來參議院で、衆議院でも問題になつたのですが、日本人の人もまた同じようなことを言つてゐるようにも思われる。ですから、私がここに田中長官のこの訓示に対して考え方を示るのは、この最高裁判所田中長官の交代された前後には、日本をめぐるいわゆる極東と申しますか、極東の情勢に重大な変化があつたことは、これはもういまから考えて確かであります。しかもこの変化は同年、昭和二十五年六月二十五日至つて朝鮮戦争の勃発に向かつて進んでいるのでありますから、そういう点を考えますときに、この訓示については、これを長官個人の思想・信念と申しますか、そういうような点が十分に含まれているものである。そういたしましたならば、最高裁判所の長官としては、これは司法権の独立を守り、全国の裁判所の頂点としての顔であるという点から考えますと、この長官としての地位についての発言については重大関心を持たなければならぬ。と申しますのは、今度六月、この長官の交代が行なわれますときに、これより以上の長官でも任命された場合には、これ最高裁判所が司法権の独立として、憲法の番人としての、憲法擁護の裁判所としてのほんとうの地位が保たれるかどうかということを憂慮するあまり、これを指摘するわけですが、最高裁判所の長

官の訓示は、もちろん現在見ますとたくさんありますから、それを見ますと、法のものとの平等とかいろいろなことは言つておりますが、あまり時局には関係しないことが非常に多いようであります。しかしに田中長官は、就任早々にこういう訓示をしておられる。これではたして最高裁判所の長官としての地位が保たれ、憲法を守ることができます。だらうかどうかということを疑うわけであります。この点は總理大臣にもお聞きしたいと思つております。ようとも、相手方からしかけてきた攻撃に対する自己防衛の権利を否定したものとは解釈できません」といふ。こういう声明が発せられ、次いで同月十二日にアチソン米国務長官が、「アメリカは、われわれ自身の国防の利益のために日本の軍事的防衛の責任を負わねばならなくなつた」。この間來參議院で、衆議院でも問題になつたのですが、日本人の人もまた同じようなことを言つてゐるようにも思われる。ですから、私がここに田中長官のこの訓示に対して考え方を示るのは、この最高裁判所田中長官の交代された前後には、日本をめぐるいわゆる極東と申しますか、極東の情勢に重大な変化があつたことは、これはもういまから考えて確かであります。しかもこの変化は同年、昭和二十五年六月二十五日至つて朝鮮戦争の勃発に向かつて進んでいるのでありますから、そういう点を考えますときに、この訓示については、これを長官個人の思想・信念と申しますか、そういうような点が十分に含まれているものである。そういたしましたならば、最高裁判所の長官としては、これは司法権の独立を守り、全国の裁判所の頂点としての顔であるという点から考えますと、この長官としての地位についての発言については重大関心を持たなければならぬ。と申しますのは、今度六月、この長官の交代が行なわれますときに、これより以上の長官でも任命された場合には、これ最高裁判所が司法権の独立として、憲法の番人としての、憲法擁護の裁判所としてのほんとうの地位が保たれるかどうかということを憂慮するあまり、これを指摘するわけですが、最高裁判所の長

でなければいかぬといふので、その建物の変更等について反対の訴訟を起こしてやつたけれども、裁判所のほうでその訴訟事件については進行しない。時がたつてなしくすしになつて、あるところでは訴訟費用の点について和解をして、その訴訟を終結したというのがたくさんある。訴訟の終結がつかぬから、それじゃその訴訟費用をどうして負担するかといふような問題でいろいろと私たちも苦慮したことがあるわけですねけれども、だから私は多數決全部が横暴とは申しません。千に一につぐらいは横暴がある。小選挙区法のときには横暴ができなかつた。私なんかは時の選挙の特別委員会の委員長をえんやらんやらと外へかかへ出た。そなへ年は去年の日韓条約の問題にいたしました。それから一番大きい問題は、岸内閣時代の安保条約の締結の問題、このときなんかは強引にそれを通過させられて、そうして通過したならば、その法は悪法でも守らなければならぬといふことで守る。守ると、今度は佐世保に核潜水艦が入つてくる。やはりこれも悪法であるけれども、いわゆる日米安保条約に違反するからいかぬじゃないかと言つても、事実上どんどんやつっていく。政府はこれを拒否しないといふようなのが次々に出てくるわけなんです。そういう場合に、裁判所が、これは憲法違反の法律じゃないか、多數の横暴でやつた、国民の世論に基づくところの法律でないから、これは憲法違反であるから、この法律は無効だということを宣言して初めてできるわけです。いま問題になつた……〔国会否認だ」と呼ぶ者あり〕国会否認でなくして、三権分立といふのはそこにあります。私たちが素朴な大學の講義をする場合に、どうして司法権は独立であるかと言ふと同時に、これは行政権が横暴した場合に、司法権が裁判権の行使によって、このような法律は憲法違反であるから無効にすることができるといふことで、國民のための政治が全うできる、こういうふうに考へる。そういうことを考へると、この最高

裁判所の長官の訓示といふのはよほど慎重にやらなければならぬと思うわけです。

そこで、時間がありませんから要点だけ申し上げますが、田中長官のこの訓示ですね。これはもちろん先ほどのような日本的情勢の中に任命されたといふのと、さらにもう一つは、初代の三瀬長官その他の十五名の裁判所の承認は、諮問委員会できましたわけです。そして長官になる候補者は、

出た人より有力な人がいろいろありますけれども、候補者が五人も上がつて、それが辞退されて三瀬氏になつた。しかしながら、この三瀬長官も、すぐれた判決とかすぐれた訓示はないけれども、ともかく裁判所の独立を堅持してこられた。これは認められるわけです。そこで田中長官になつてから、そういうような冒頭に——三月三日ですか任命され、四月十四日の長官会同で訓示された。

これを言いかえると、闘士的性格があつたのではないか。というのは、やはり諮問委員会がもうなくなつたから、当時の任命者は有名な吉田茂総理大臣です。吉田茂総理大臣から任命を受けたから、その意を受けて、こういう問題が出てきたのかな。それはそう考へない人も多いでしょうが、そう考へるのが多數だと思います。

そうして今後の問題。それは例をあげますと、田中長官は司法研修所にカトリック教の講師を選択する、そういうような問題もある。宗教的の歴史を教育にやることはいいです。しかししながら、その意を受けて、こういう問題が出てきたのかな。それは超党派的に日本の将来を考え、三権分立の思想に基づく司法権の独立といふことを考慮してやらなければならぬ。ただ考慮しただけではいかぬので、具体的にやれるような人を選ばなければ、田中長官のようなあとで非常な批判を受けるような長官であつてはならないと思う、こういふふうに思ひます。

まだいふ準備しておりますけれども、なおこの点についてはもつと私も集めいたしました。

裁判長としてこれはやられたのですけれども、裁判長みずから多數意見に賛成をして、やはり裁判官諸公の多數意見でその判決が行使されるといふことになると、判決についてあまり有能な人ではなかつたのではないかと、失礼だけれども、言わざるを得ないと思うのであります。

なおいろいろありますけれども、もう一つ問題は、これは訓示の法律的性格は単純なる意見であります。しかし、私はそう思つたけれども、先ほどの答弁によると、裁判官会議にかけ、そして補助機関が筆をとつて書いてやるのだとすれば、單なる長官の意見とも考へられぬ。そうすると、この田中長官は昭和二十四年十月二十五日号に「裁判批判を批判する」、こういふ論文を出してお

になると思われるのは、地方議会の議員に対する除名処分の当否は裁判所の判断すべきことではない、と述べた昭和二八年一月一六日判決の少数意見。松川事件に対する昭和三四年八月一〇日判決における反対意見、ならびに同年一二月一六日の砂川事件上告審判決における補足意見の三つであり、その他の事件では、少数意見に加わっている場合にも、他の裁判官の起草したものに同意しているようである」ですからこの三つといふのは少数意見に賛成している。こういう判決からうかがつても、この最初の訓示といふものが、いかに長官が吉田総理から任命を受けて感激の涙を浮かべて、そなへして時局に対応するところのものを出したから、司法権の独立をみずから汚したものではないか。それはそう考へない人も多いでしょうが、そう考へるのが多數だと思います。

ですから私の言わんとするところは、最高裁判所の長官といふのは、やはり政治的の、あるいは社会的の発言は、これは十分注意をしてやらなければ、司法権の独立に疑いを持たれるようなことがあります。だから、その意を受けて、こういう問題が出てきたのかな。それは超党派的に日本の将来を考え、三権分立の思想に基づく司法権の独立といふことを考慮してやらなければならぬ。ただ考慮しただけではいかぬので、具体的にやれるような人を選ばなければ、田中長官のようなあとで非常な批判を受けるような長官であつてはならないと思う、こういふふうに思ひます。

まだいふ準備しておりますけれども、なおこの点についてはもつと私も集めいたしました。

裁判長みずから多數意見に賛成をして、やはり裁判官諸公の多數意見でその判決が行使されるといふことになると、判決についてあまり有能な人ではなかつたのではないかと、失礼だけれども、

言わざるを得ないと思うのであります。

なおいろいろありますけれども、もう一つ問題

は、これは訓示の法律的性格は単純なる意見であります。しかし、私はそう思つたけれども、先ほどの答弁によると、裁判官会議にかけ、そして補助機関が筆をとつて書いてやるのだとすれば、

单なる長官の意見とも考へられぬ。そうすると、この田中長官は昭和二十四年十月二十五日号に「裁判批判を批判する」、こういふ論文を出してお

られたけれども、訴追委員会に来ないのです。

だから再三頼んで、来てもらつて聞くと、こんな

られるわけです。当時の状態は、「裁判批判を批判する」ということについて非常に問題があつたわけです。それは時間がないから省略いたします。

それで、裁判所の長官の訓示といふことについて非常に問題があつたわけです。それは時間がないから省略いたします。田中長官のこの訓示ですね。これはも

ういふふうに思ひますけれども、當時は判決は印刷してあった。あとで裁判官の名前を署名するだけになつておつた。ところが、な

かなか、最高裁判所のだれであつたか名前を忘

れましたけれども、訴追委員会に来ないのです。

だから再三頼んで、来てもらつて聞くと、こんな

のを印刷しておいてやつたらだれでも、こんな厚い全記録をあの年取った裁判官が読まれるとは思われぬ。それを全部読んで、それが上告棄却だ。弁護人の上告意書は別紙のとおりと、弁護人が一生懸命書いた上告意書はそのまま印刷してうしろにくつづけてある。ですから三ヶ月半の判決と申しまして、しかもそれで訴追委員会にその問題が起きました後は、印刷はやめて書くようになりますけれども、内容はあまり変わりがないわけです。しかしその場合でも、これは国民投票により信頼を受けているから、罷免の訴追委員会、裁判官彈劾法には関連がないというので、最高裁判所の裁判官はこれを否定してこられておるわけです。私はそういう具体的な問題にも相応当たっておりますけれども、やはり問題は、いつかの委員会でも申しましたように、司法の象徴である最高裁判所をつくるのは、建物は五百年あるいは千年と続くかわからぬけれども、やはりその中を構成するのは裁判官であり長官であるわけですから、それに沿うような裁判官がそこを充実しなければいかぬわけです。ですから特に裁判官の任命と長官の任命については慎重であり、またそれにふさわしい人を出さなければならぬ。そうするために最初のような方式に戻って、政令はなくなつておりますけれども、やはり五・五・五の比例を保つような推薦の方法もまたこれは無視してはならない。総理大臣の独裁によると、いい人が選ばれるといふのですが、間違った場合にはとんだやまちを来たすことになるから、そういう点を特に要望をいたして、任命権者である総理大臣並びにその補助に直接當たられるところの法務大臣の所見を伺つておきたいと思いますが、法務大臣がお見えでないから政務次官にひとつお願いします。

〔委員長退席 小島委員長代理着席〕

○山本(利)政府委員 ただいま取本委員からお話をございました、あくまでも司法権といふのは独立しなければならぬということは、われわれも賛成するところでございます。過去の長官についてあれこれの批判がございましたけれども、

のを印刷しておいてやつたらだれでも、こんな厚い全記録をあの年取った裁判官が読まれるとは思われぬ。それを全部読んで、それが上告棄却だ。弁護人の上告意書は別紙のとおりと、弁護人が一生懸命書いた上告意書はそのまま印刷してうしろにくつづけてある。ですから三ヶ月半の判決と申しまして、しかもそれで訴追委員会にその問題が起きました後は、印刷はやめて書くようになりますけれども、内容はあまり変わりがないわけです。しかしその場合でも、これは国民投票により信頼を受けているから、罷免の訴追委員会、裁判官彈劾法には関連がないというので、最高裁判所の裁判官はこれを否定してこられておるわけです。私はそういう具体的な問題にも相応当たっておりますけれども、やはり問題は、いつかの委員会でも申ましたように、司法の象徴である最高裁判所をつくるのは、建物は五百年あるいは千年と続くかわからぬけれども、やはりその中を構成するのは裁判官であり長官であるわけですから、それに沿うような裁判官がそこを充実しなければいかぬわけです。ですから特に裁判官の任命と長官の任命については慎重であり、またそれにふさわしい人を出さなければならぬ。そうするために最初のような方式に戻って、政令はなくなつておりますけれども、やはり五・五・五の比例を保つようなど推薦の方法もまたこれは無視してはならない。総理大臣の独裁によると、いい人が選ばれるといふのですが、間違った場合にはとんだやまちを来たすことになるから、そういう点を特に要望をいたして、任命権者である総理大臣並びにその補助に直接當たられるところの法務大臣の所見を伺つておきたいと思いますが、法務大臣がお見えでないから政務次官にひとつお願いします。

〔委員長退席 小島委員長代理着席〕

○山本(利)政府委員 ただいま取本委員からお話をございました、あくまでも司法権といふのは独立しなければならぬということは、われわれも賛成するところでございます。過去の長官についてあれこれの批判がございましたけれども、

生懸命書いた上告意書はそのまま印刷してうしろにくつづけてある。ですから三ヶ月半の判決と申しまして、しかもそれで訴追委員会にその問題が起きました後は、印刷はやめて書くようになりますけれども、内容はあまり変わりがないわけです。しかしその場合でも、これは国民投票により信頼を受けているから、罷免の訴追委員会、裁判官彈劾法には関連がないというので、最高裁判所の裁判官はこれを否定してこられておるわけです。私はそういう具体的な問題にも相応当たっておりますけれども、やはり問題は、いつかの委員会でも申ましたように、司法の象徴である最高裁判所をつくるのは、建物は五百年あるいは千年と続くかわからぬけれども、やはりその中を構成するのは裁判官であり長官であるわけですから、それに沿うような裁判官がそこを充実しなければいかぬわけです。ですから特に裁判官の任命と長官の任命については慎重であり、またそれにふさわしい人を出さなければならぬ。そうするために最初のような方式に戻って、政令はなくなつておりますけれども、やはり五・五・五の比例を保つようなど推薦の方法もまたこれは無視してはならない。総理大臣の独裁によると、いい人が選ばれるといふのですが、間違った場合にはとんだやまちを来たすことになるから、そういう点を特に要望をいたして、任命権者である総理大臣並びにその補助に直接當たられるところの法務大臣の所見を伺つておきたいと思いますが、法務大臣がお見えでないから政務次官にひとつお願いします。

〔委員長退席 小島委員長代理着席〕

○山本(利)政府委員 ただいま取本委員からお話をございました、あくまでも司法権といふのは独立しなければならぬということは、われわれも賛成するところでございます。過去の長官についてあれこれの批判がございましたけれども、

今後任命されます長官については、あくまで司法権を独立させるようなりっぱな人物を、あらゆる問題についてまだ若干ありますけれども、私はやはり、一番いい、りっぱな裁判官を選んで、さらにその長官を選んで、そういう人であれば、ほかの公団とかいろいろな関係においても今度の改正はまだ低きに過ぎるじゃないか、そういうような結果をもたらすと、私どもの立場からすれば、まだこの件数を見ますと、私どもの立場からすれば三百件近い数字というものは相当な件数である、かくしながら、その事件の複雑さ、困難さを考えながらこの件数を見ますと、私どもの立場からすればあまり多い数字ではございませんけれども、しかししながら、その事件の複雑さ、困難さを考えながらこの件数を見ますと、私どもの立場からすれば三百件近い数字というものは相当な件数である、かくしながら、その事件の複雑さ、困難さを考えながらこの件数を見ますと、私どもの立場からすればあまり多い数字ではございませんけれども、しかし

この際もう少し具体的に振り下げる質疑をいたしたいと思いますから、きょうはこの程度にしておきたいと思います。

○坂本委員 なお最高裁判所の本法案に関する問題についてまだ若干ありますけれども、私はやはり、一番いい、りっぱな裁判官を選んで、さらにその長官を選んで、そういう人であれば、ほかの公団とかいろいろな関係においても今度の改正はまだ低きに過ぎるじゃないか、そういうような結果をもたらすと、私どもの立場からすれば、まだこの件数を見ますと、私どもの立場からすれば三百件近い数字というものは相当な件数である、かくしながら、その事件の複雑さ、困難さを考えながらこの件数を見ますと、私どもの立場からすればあまり多い数字ではございませんけれども、しかし

この裁判所法の一部改正の点では、地方裁判所に調査官を置くことに対するといふことがあります。が、この置かんとする必要、理由といふものは、近年工業所有権に関する事件と租税に関する事件が相当多數ありますから本日は留めましたとして、この程度で終わりたいと思います。

○小島委員長代理 井伊誠一君。

〔小島委員長代理退席 委員長着席〕

○井伊委員 私は、裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について若干の質問をいたしたいと思います。

この裁判所法の一部改正の点では、地方裁判所に調査官を置くことに対するといふことがあります。が、この置かんとする必要、理由といふものは、近年工業所有権に関する事件と租税に関する事件が相当多數ありますから本日は留めましたとして、この程度で終わりたいと思います。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいまお尋ねの点につきましては、法務省のほうから参考資料と

統計によりながら御説明申し上げたいと思いますが、その参考資料の一五ページの一三というところでございます。その一番右の端に工業所有権と権利を独立させるようなりっぱな人物を、あらゆる問題についてまだ若干ありますけれども、私はやはり、一番いい、りっぱな裁判官を選んで、さらにその長官を選んで、そういう人であれば、ほかの公団とかいろいろな関係においても今度の改正はまだ低きに過ぎるじゃないか、そういうような結果をもたらすと、私どもの立場からすれば、まだこの件数を見ますと、私どもの立場からすれば三百件近い数字というものは相当な件数である、かくしながら、その事件の複雑さ、困難さを考えながらこの件数を見ますと、私どもの立場からすればあまり多い数字ではございませんけれども、しかし

この裁判所法の一部改正の点では、地方裁判所に調査官を置くことに対するといふことがあります。が、この置かんとする必要、理由といふものは、近年工業所有権に関する事件と租税に関する事件が相当多數ありますから本日は留めましたとして、この程度で終わりたいと思います。

○小島委員長代理 井伊誠一君。

〔小島委員長代理退席 委員長着席〕

○井伊委員 私は、裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について若干の質問をいたしたいと思います。

この裁判所法の一部改正の点では、地方裁判所に調査官を置くことに対するといふことがあります。が、この置かんとする必要、理由といふものは、近年工業所有権に関する事件と租税に関する事件が相当多數ありますから本日は留めましたとして、この程度で終わりたいと思います。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいまお尋ねの点につきましては、法務省のほうから参考資料と

裁判官の補助をさせれば事件が一そくスムーズにいくのではないかというものがこの法案をお願いしております。すなわち「発明特許、実用新案、工業的意匠又ハ雑形、製造標又ハ商標、商号及原産地ノ表示又ハ出所ノ称呼並ニ不正競争ノ防止」、こういうようなものがあり、なおこれは「本来ノ工業法はあまり多い数字ではございませんけれども、しかし

が、この部で処理いたしておりますのは、いま申しあげましたような権利関係の事件であるわけでございます。

そうして、その内容という点の御質疑でござりますが、先ほど御説明申し上げました法務省から出しているだけで、この統計そのものには内容の区分までは掲げていただいておりませんが、そうして必ずしも全国的な件数の区分といふものはわかつておりませんが、さしあたり東京地方裁判所の昭和三十九年の新受件数百二十六件といふのがござります。この百二十六件の内訳を調べてみますと、大体機械関係が九十三件、電気関係が十五件、化学関係が十八件と、かような数字になつておるわけでございます。大体裁判所では非常に大まかに区分いたしまして、このよに機械関係、電気関係、化学関係と分類いたしておりまして、数字から申しますと圧倒的に機械関係が多い、かようになりますわけでございます。この区分の新受は、先ほど御指摘の工業所有権の保護に関するパリ条約の表現とは必ずしもマッチいたしますので、実で、これはそれについてそれぞれがあり得るということであると思います。たとえばブドウ酒ならブドウ酒という問題でも、結局その製造の機械の特殊性ということが問題になれば、私どものほうでは機械といふ分類に入れるわけでございますし、その間ににおける一つの化学変化といふようなものに特許の中心があるといふようなことになつてまいりますれば化学のほうへ分類する、こういふふうな分類のしかたをしておられるわけでございます。具体的に農業その他の産業、あるいはその中の産品の事例についてどういふものが多いかということまでは統計をとつておりませんのではつきりいたしませんが、特許の特色といひますか、つまり機械といふ面に特色があるのか、あるいは電気の系統を利用するその利用のしかたに特色があるのかといふ、そういう特許の特色のとらえ方によつて分類すれば大体そういうことになる。

そして、これは非常に広範なものであるといふことは井伊委員の御指摘のとおりの実情でござります。

○井伊委員 これは現在においては、工業所有権の問題で国際的な争議といふようなものは起きておりませんかどうか。もしそれがあるとすれば、どういうふうにこれは処理しておるであろうか、それを伺いたい。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは御指摘のとおり非常に国際的な問題でございますし、またこの工業所有権の事件といふもの、特に特許権の事件といふものは非常に国際性を持つたものであるといふ点が特色の一つであるといふように裁判官等も指摘しております。そこで、実際に具体的な事件を一つ一つ申し上げますだけの資料は持つていませんが、しかしながら申しますと、非常に国際性を持つたものであるといふ点は確かでございますし、向こうの会社等がこちらの弁護士さんに頼みまして、そうしてこちらの弁護士事務所が担当してやつておられるのが通例でございます。しかしながら、事件そのものとしては国際性を持つて、外国の会社のいわば運営に関するような非常に重大な事件も東京等では相当に起つておるよう聞いておるわけでございます。

○井伊委員 この国際の問題でも工業所有権の問題は関連が出てくるといふことが考えられるのであります。そういう場合に、地方裁判所の調査官といふものがそれらの点まで調査を行ない得ることかどうか。自然ここに必要性ができるべくするとすれば、その調査官の資格をどういうふうなものに置くか、どういう者をこれに採用をするかといふ点にも関係してくると思うのであります。その点について御見解を伺いたい。

○寺田最高裁判所長官代理者 調査官の制度が成功率するかどうかは、その調査官に人を得るかどうかにかかるておるということはまさに御指摘のとおりでございまして、私どもとしてもこの予算要求をいたしました際に、十分それにふさわしい人材が得られるような待遇でなければ目的を達しない

ことで待遇するといふ、そういう予算になつておるわけでございます。そこで二等級と申しますのは、一等級といふのは普通の公務員の中では一番ますから、これは普通の公務員としてはかなりの地位でございますし、また特許庁等と比較してみますと、特許庁のほうで一等級といふのは、審判長のきわめて少数の数人の方が一等級であられるだけで、それ以外は審判長であれ審判官であれあるいは審査長、審査官、いずれも二等級以下の地位でございますし、また特許庁のほうで二等級といふのは、審判官等も指摘しております。そこで、実際の具体的な事件を一つ一つ申し上げますだけの資料は持つていませんが、しかしながら申しますと、非常に国際性を持つたものであるといふ点は確かに得られるのではないか。必ずしも特許庁の弁護士さんによつておられるわけではございませんが、たとえば特許庁と比較すればそのような給与関係の人が得られるのではないか。必ずしも特許庁のみから充員するということではございませんが、みから充員するといふことではございませんが、たとえば特許庁と比較すればそのような給与関係になつておりますので、十分人が得られる、かよに考えておるわけでございます。

○井伊委員 いまのお話で、二等級であれば人が得られるというお話をあります。大体月収七万四千円ぐらいのものになるんじゃないのかと思うのですが、こういうような特殊な知識を必要とするもの、そういう専門家がそのぐらいいふことではんとうに求められるかどうかということについていは、これは一つの見込みでありますけれども、どういうふうなところからそれを得られるのであります。特許庁あるいは特許に関係しておる人と申しますが、特許官といふものがそれらの点まで調査を行ない得ることかどうか。自然ここに必要性ができるべくするとすれば、その調査官の資格をどういうふうなものに置くか、どういう者をこれに採用をするかといふ点にも関係してくると思うのであります。その点について御見解を伺いたい。

○井伊委員 地方裁判所に置かれるところの調査官六名を予定しておられるようありますが、この六名といふような少數の人では、これだけ特殊な事件で、裁判所においては実はもてあましておられる——率直にいえばそう言えるんじゃないかな。努力はしておられましても、何ぶんにも特殊な性質を持つておるし、長引く、こういふことになつておる。その特殊の性質のものを、六人あればそれで足るというお考えでありますよろか。その点はいかがですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 この調査官の六人というのは、私どもの予定といたしましては、租と申しますが、そういうことで、これはまあ現在公務員全員が必ずしも給与的に恵まれておると申せませんので、そういう金額的に高いものであるとは言えないので、なかなかしめませんけれども、公務員の中を見れば、これはまあ相当な待遇であるといふように先ほど申し上げたわけでございます。

そこで、実際にどういうところからといたしましては、現在東京高等裁判所に数人の調査官がおりまして、これは現在、大体特許庁の審判長クラスから来ていただいておる実例のようでござります。しかし今度は地方裁判所でございますから、はたして審判長クラスからおいでいただけが、あるいは審判官なりそのもう少下のほうからおいでいただくことになるか、これはまだ十分打ち合わせしておりますが、何と申しますから、はたして審判長クラスからおいでいただけが、あるいは審判官なりそのもう少下のほうからおいでいただくことになるか、これはまだ十分打ち合わせしておりますが、何と申しますから、はたして審判長クラスからおいでいただけが、あるいは審判官なりそのもう少下のほうからおいでいただくことになるか、これはまだ十分打ち合わせしておりますが、何と申しますから、はたして審判長クラスからおいでいただけが、あるいは審判官なりそのもう少下のほうからおいでいただくことになるか、これはまだ十分打ち合わせしておりますが、何と申しますから、はたして審判長クラスからおいでいただけが、あるいは審判官なりそのもう少下のほうからおいでいただくことになるか、これはまだ十分打ち合わせしておりますが、何と申しますから、はたして審判長クラスからおいでいただけが、あるいは審判官なりそのもう少下のほうからおいでいただくことになるか、これはまだ十分打ち合わせしておりますが、何と申しますから、はたして審判長クラスからおいでいただけが、あるいは審判官なりそのもう少下のほうからおいでいただくことになるか、これはまだ十分打ち合わせしておりますが、何と申しますから、はたして審判長クラスからおいでいただけが、あるいは審判官なりそのもう少下のほうからおいでいただくことになるか、これはまだ十分打ち合わせしておりますが、何と申しますから、はたして審判長クラスからおいでいただけが、あるいは審判官なりそのもう少下のほうからおいでいただくことになるか、これはまだ十分打ち合わせしておりますが、何と申しますから、はたして審判長クラスからおいでいただけが、あるいは審判官なりそのもう少下のほうからおいでいただくことになるか、これはまだ十分打ち合わせしておりますが、何と申しますから、はたして審判長クラスからおいでいただけが、あるいは審判官なりそのもう少下のほうからおいでいただくことになるか、これはまだ十分打ち合わせしておりますが、何と申しますから、はたして審判長クラスからおいでいただけが、あるいは審判官なりそのもう少下のほうからおいでいただくことになるか、これはまだ十分打ち合わせしておりますが、何と申しますから、はたして審判長クラスからおいでいただけが、あるいは審判官なりそのもう少下のほうからおいでいただくことになるか、これはまだ十分打ち合わせしておりますが、何と申しますから、はたして審判長クラスからおいでいただけが、あるいは審判官なりそのもう少下のほうからおいでいただくことになるか、これはまだ十分打ち合わせしておりますが、何と申しますから、はたして審判長クラスからおいでいただけが、あるいは審判官なりそのもう少下のほうからおいでいただくことになるか、これはまだ十分打ち合わせしておりますが、何と申しますから、はたして審判長クラスからおいでいただけが、あるいは審判官なりそのもう少下のほうからおいでいただくことになるか、これはまだ十分打ち合わせしておりますが、何と申しますから、はたして審判長クラスからおいでいただけが、あるいは審判官なりそのもう少下のほうからおいでいただくことになるか、これはまだ十分打ち合わせしておりますが、何と申しますから、はたして審判長クラスからおいでいただけが、あるいは審判官なりそのもう少下のほうからおいでいただくことになるか、これはまだ十分打ち合わせしておりますが、何と申しますから、はたして審判長クラスからおいでいただけが、あるいは審判官なりそのもう少下のほうからおいでいただくことになるか、これはまだ十分打ち合わせおります。

○寺田最高裁判所長官代理者 この調査官の六人

税関係に三人、工業所有権の関係で三人といふ割合があまりに少ないじゃないかという御指摘、まことにもつともでございまして、私どもとしては、その点は今後の努力に御期待いただきたいと考えるわけでございますが、こういう数になりますことの一端の理由と申しますか、を少し申し上げさせていただきますれば、一つには充員関係、先ほど御指摘の、大ぶろしきを広げましても、はたして充員ができるであろうかという点の見通しがあつたわけでございます。

それからもう一つは、先ほどの統計でもごらんいただけますとおり、工業所有権事件のほとんど半數が東京地方裁判所に起つておるわけでございます。そして残りは全国に分かれておるわけでございまして、大阪がやや多うございますが、これとても全体から見ればかなり少數で、それ以外の裁判所といふものはほとんど一件、二件といふところが多い、あるいはないところもございます。そういう関係で、配置の点につきまして、これは一つの裁判所に一人置くといふことはどういふ考えられないわけで、数個の裁判所で一人置くといふような配置になりますと、その間の問題もござります。そういう点も一つの考慮になつて、とりあえず重点的な配置として東京地方裁判所に三名置いて、そうして円滑な処理をはかりたい、こういうのが一つの考え方であつたわけでござります。

驗はあまりないといふような事態 法律問題であるならばこれは詳しいでしようけれども、そういうものでない、こういう工業所有権の問題、それは詳しいかもしれないけれども、租税の問題、これはなかなか複雑でありますし、租税についての問題では深刻な争いがある。こういうものについて、裁判所が一手でもってこれをやつしていくわけにはいかないような世界がだんだん出てきておると思う。こういうふうになつておりますとき、全体として、つまり裁判官の方、裁判所の方として、これはどういうところでこういう姿というものを完全に受けとめて、そうしてその訴訟そのものが迅速にまた正確に行なわれるようになるかという点については、私は、いま裁判所はその点で行き詰まつておられるのではないかということを思うのです。こういうものに対する改革のしかたは、これから先遂次こういうふうな必要に応じてのなしくすしの処理といふものでは長続きはしない、じきに詰まつてしまふのではないかとうことを私は思うのであります。こういう押し詰まつてくるところの裁判事務そのものが、内容的にもあるいは技術的にも非常にむずかしくなつていく。これはだんだんふえる一方だと考えられる。これにどういうふうにして対処していくかという裁判所のあり方、そういうものについてひとつ伺わせていただきたい。

今度の調査官を設けていただきます制度のうちで、たとえは租税の問題等は、これはいろいろ学者等の意見もござりますが、むしろ将来大学の法部等で税法というようなものをもつと専門的に教育する方向に当然なるべきものでございます。そうして裁判官といわす、弁護士さんも、もつと税法というものに詳くなつていただく必要があるんじやないか。税法事件になるとすぐに税理士の援助をかりるということではいわば不十分で、アメリカ等ではむしろ税法といふようなものは法科大学の講義の中の非常に重要な部分を占めるといふようにも聞いておりますが、当然そういうような解決になつてまいるだらうと、いろいろ考えておるわけでございます。そこで、同時に逆に申しますと、そういうたとえば税務署の職員とかその他税の担当者の中から司法試験に合格するというような人もどんどん出てくることがあり得ていいのではないか。両方から歩み寄つて、つまり一本化するといふことも十分考えられることがあります。

程度補助させねば、最終的な判断はむしろそうう技術者よりも裁判官の、あるいは法曹のほうすぐれておるのだ。そういうような感じをしみみ持つということを述懐しておられるわけでございまして、私どもとしては、そういう行き方が正しい行き方ではないかと考えておるわけでございす。国によりましてはあるいは特別の裁判所をあるいはそういう技術者を含めた技術者を構成とした裁判所をつくつておるといふところもあるようございまして、またわれわれの行き方のように、何らかの補助者を利用しておるような行方のところもあるようであります、私どもとては、やはり特別裁判所制度というものは憲法の問題がござりますし、かたがた問題であつて現在の行き方が正しいのではないか、かように考えておるわけでございます。

○井伊委員 この原案が出来ます場合に、臨時司法調査会の意見というものが加味されたといふ御説明がありました。その臨時司法制度調査会どういう意見を参考されたのか、その点を伺つておきたいと思います。

○豊野政府委員 井伊委員の御指摘のとおり、
の法律の改正部分は、臨時司法制度調査会の意
に沿つて改正したものであるといふうに御説
申し上げておるわけでござります。そこで、臨
司法制度調査会でどういう意見が出ているかと
うことにつきまして簡単に御説明申し上げたい
思います。

が、調査官を聞くこと。」といふ提案をいたして、今回の改正でござります。その御意見を受けまして、今回改正を試みようといふふうに考へた次第でござります。
○井伊委員　さらに定員法のほうに關係しますが、地方裁判所のほうの調査官は六名ふやすといふ、それはわかりますが、この家庭裁判所のほうの調査官は二十五名になるようですかけれども、この点はそのとおりでござりますか。
○寺田最高裁判所長官代理者　二十五名増員していただくようにお願いしておるわけでござります。
○井伊委員　この配置はどういうふうになりますでしょうか。やっぱり東京……。
○寺田最高裁判所長官代理者　家庭裁判所の調査官の増員は、提案理由説明でも述べていただきましたとおり、主として少年関係の事件の増加と、それからこれの処理の適正をはかるということをございます。そこで、少年関係の事件が比較的ふえておりますと申しますか、件数の多い裁判所に重点を置いて配置したいと考えております。現在予定いたしましては、大体東京、大阪に重点を置いて、さらに京都、神戸、名古屋等のこれに準ずる都會に數人ずつ置く、こういうようなことでいま計画を立てております。
○井伊委員　いまの少年犯罪というのがふえておるという点は、いまあげられたようなところが最も多いと思うのですけれども、しかし、この点は最近の傾向から申しますと全國的な問題であります。この調査官は地方の裁判所にそれぞれ數名おりますけれども、家庭裁判所で扱うこの少年の犯罪事件、そういうものに対しても必ずしも大都會のみではないといふふうにもむろ考へるわけです。これがすでにいまとあげてこなしましたように、固定しておることは考へておらないので、私どもの見るところでは、やはり地方においても相当の少年犯罪はふえておる、こう考へておる。ことに大体もう少年のあれば集団的な傾向を持つておるのであります。それは都會であるから起きたというよりは、むしろ集団的に辺鄙の地方にも多くなり

つある、こう私は考へるのであります。ことにその問題はなかなか調査官の力を要することが多い関係がある、こう考へるのであります、いまの配置の数といふものは、地方の裁判所のほう、家庭裁判所のほうにはあまりお考へにならないのでしょうか。その点をひとつ伺つておきたい。

○寺田最高裁判所長官代理者 私の先ほどの御説明がやや不正確と申しますか、明確を欠いたかと存じますので、少し補足させていただきたいわけですが、先ほど申し上げましたのは、大都会では少年事件が非常にふえておつて、いなかのほうではそれほどふえておらないという趣旨で申し上げたわけでは必ずしもないわけでござります。この調査官に限りません、裁判官でも書記官でも同様でございますが、當時私どものほうとしては全体の事件の動きといふものをにらんでおりまして、それに応する人員の配置をいたしておるわけでございます。ただ、そし申しましても、少し減ったから定員を減らすといふうなそれは味では事件数の増減に伴つて配置定員の変更をするということを絶えずやつておるわけであります。そしして、そういう点から申しまして、何と申しましても大都会のほうは、ことに東京等でござりますと相当調査官の数が多うございますので、そこである程度有無相通するといふことで、普通の件数計算から割り出しました数よりも少なく押えるということも場合によつてはいたしますし、それからまた地方のほうでも最小限度、たとえば五人なら五人は要るということになりますと、実際の事務量としては、かりに三人半といふようなときでも五人置いておるといふようなこともあるわけでございます。そういうところをいろいろにらみまして、前のときになど定員計算で端数を切り捨てましたようなところへ今度は持つてまいるといふことで、今度の配置の中でも、新潟等には一人持つておこうといふような計画を立てておるわけであります。先ほどおもなところを申し上げましたので、新潟の名前をあげませ

んでした。ただ、これは新潟の裁判所から、国会でおれのほうへよこすと言つたじやないか、こういうふうに言われてどうかと思いますので、私どももまだあくまで一つのプランでございますのでござりますが、どういうわけだらう。いまでも東京や大阪に従来多少御無理を願つておる、（横山委員「東京、大阪、名古屋」と呼ぶ）名古屋は先ほど申し上げましたので省略いたしましたが、名古屋にも一、三人配置する予定でござります。こういうことで、これは二十五人を割り振るわけでござりますから、委員の皆さま方全員の御了解を得るということはなかなかできないわけでございます。そういうことでござりますので、ひつそりいうふうに御了承いただきたい、かようになります。

○井伊委員 なお私もこの問題についても御質問をしたいと思いますけれども、本日は時間もあれでございますから、一応この程度で質問を打ち切ります。

○大久保委員長 横山委員、

時になる。そんなことが初めからわかつておるなります。なぜ一時に出頭命令を出さぬのだろうか。あ

たりますことだが、どういうわけだらう。いま三時といふところもあるそうです。けれども、そのおじいさんはある裁判でもう毎月行つておるわ

けです。毎月午前十時に行つて毎月必ず弁当を必

要とする。そんな、何というか、名古屋弁で言つたところくさいことは、何で裁判所が少しは好意を

持つて考へねだらうかといふことが一つ。

それからもう一つは、裁判所で待つておるところがない。廊下でぼさつとしておる。それで寒い。

それからちよつとどこかコーヒー屋へ行くといつたって、いつ呼び出しがあるかわからない。マイ

クがない。全くわれわれを何と思っているんだろ

うかといふわけです。私はそれを聞いて、一応法務委員としては多少政府の弁解もせんならぬのが

大体普通ですから、おじいさんこういうことはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

対するサービスということはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

おじいさんはある裁判でもう毎月行つておるわ

けです。毎月午前十時に行つて毎月必ず弁当を必

要とする。そんな、何というか、名古屋弁で言つたところくさいことは、何で裁判所が少しは好意を

持つて考へねだらうかといふことが一つ。

それからもう一つは、裁判所で待つておるところがない。廊下でぼさつとしておる。それで寒い。

それからちよつとどこかコーヒー屋へ行くといつたって、いつ呼び出しがあるかわからない。マイ

クがない。全くわれわれを何と思っているんだろ

うかといふわけです。私はそれを聞いて、一応法務委員としては多少政府の弁解もせんならぬのが

大体普通ですから、おじいさんこういうことはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

対するサービスということはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

おじいさんはある裁判でもう毎月行つておるわ

けです。毎月午前十時に行つて毎月必ず弁当を必

要とする。そんな、何というか、名古屋弁で言つたところくさいことは、何で裁判所が少しは好意を

持つて考へねだらうかといふことが一つ。

それからもう一つは、裁判所で待つておるところがない。廊下でぼさつとしておる。それで寒い。

それからちよつとどこかコーヒー屋へ行くといつたって、いつ呼び出しがあるかわからない。マイ

クがない。全くわれわれを何と思っているんだろ

うかといふわけです。私はそれを聞いて、一応法務委員としては多少政府の弁解もせんならぬのが

大体普通ですから、おじいさんこういうことはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

対するサービスということはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

おじいさんはある裁判でもう毎月行つておるわ

けです。毎月午前十時に行つて毎月必ず弁当を必

要とする。そんな、何というか、名古屋弁で言つたところくさいことは、何で裁判所が少しは好意を

持つて考へねだらうかといふことが一つ。

それからもう一つは、裁判所で待つておるところがない。廊下でぼさつとしておる。それで寒い。

それからちよつとどこかコーヒー屋へ行くといつたって、いつ呼び出しがあるかわからない。マイ

クがない。全くわれわれを何と思っているんだろ

うかといふわけです。私はそれを聞いて、一応法務委員としては多少政府の弁解もせんならぬのが

大体普通ですから、おじいさんこういうことはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

対するサービスということはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

おじいさんはある裁判でもう毎月行つておるわ

けです。毎月午前十時に行つて毎月必ず弁当を必

要とする。そんな、何というか、名古屋弁で言つたところくさいことは、何で裁判所が少しは好意を

持つて考へねだらうかといふことが一つ。

それからもう一つは、裁判所で待つておるところがない。廊下でぼさつとしておる。それで寒い。

それからちよつとどこかコーヒー屋へ行くといつたって、いつ呼び出しがあるかわからない。マイ

クがない。全くわれわれを何と思っているんだろ

うかといふわけです。私はそれを聞いて、一応法務委員としては多少政府の弁解もせんならぬのが

大体普通ですから、おじいさんこういうことはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

対するサービスということはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

おじいさんはある裁判でもう毎月行つておるわ

けです。毎月午前十時に行つて毎月必ず弁当を必

要とする。そんな、何というか、名古屋弁で言つたところくさいことは、何で裁判所が少しは好意を

持つて考へねだらうかといふことが一つ。

それからもう一つは、裁判所で待つておるところがない。廊下でぼさつとしておる。それで寒い。

それからちよつとどこかコーヒー屋へ行くといつたって、いつ呼び出しがあるかわからない。マイ

クがない。全くわれわれを何と思っているんだろ

うかといふわけです。私はそれを聞いて、一応法務委員としては多少政府の弁解もせんならぬのが

大体普通ですから、おじいさんこういうことはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

対するサービスということはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

おじいさんはある裁判でもう毎月行つておるわ

けです。毎月午前十時に行つて毎月必ず弁当を必

要とする。そんな、何というか、名古屋弁で言つたところくさいことは、何で裁判所が少しは好意を

持つて考へねだらうかといふことが一つ。

それからもう一つは、裁判所で待つておるところがない。廊下でぼさつとしておる。それで寒い。

それからちよつとどこかコーヒー屋へ行くといつたって、いつ呼び出しがあるかわからない。マイ

クがない。全くわれわれを何と思っているんだろ

うかといふわけです。私はそれを聞いて、一応法務委員としては多少政府の弁解もせんならぬのが

大体普通ですから、おじいさんこういうことはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

対するサービスということはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

おじいさんはある裁判でもう毎月行つておるわ

けです。毎月午前十時に行つて毎月必ず弁当を必

要とする。そんな、何というか、名古屋弁で言つたところくさいことは、何で裁判所が少しは好意を

持つて考へねだらうかといふことが一つ。

それからもう一つは、裁判所で待つておるところがない。廊下でぼさつとしておる。それで寒い。

それからちよつとどこかコーヒー屋へ行くといつたって、いつ呼び出しがあるかわからない。マイ

クがない。全くわれわれを何と思っているんだろ

うかといふわけです。私はそれを聞いて、一応法務委員としては多少政府の弁解もせんならぬのが

大体普通ですから、おじいさんこういうことはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

対するサービスということはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

おじいさんはある裁判でもう毎月行つておるわ

けです。毎月午前十時に行つて毎月必ず弁当を必

要とする。そんな、何というか、名古屋弁で言つたところくさいことは、何で裁判所が少しは好意を

持つて考へねだらうかといふことが一つ。

それからもう一つは、裁判所で待つておるところがない。廊下でぼさつとしておる。それで寒い。

それからちよつとどこかコーヒー屋へ行くといつたって、いつ呼び出しがあるかわからない。マイ

クがない。全くわれわれを何と思っているんだろ

うかといふわけです。私はそれを聞いて、一応法務委員としては多少政府の弁解もせんならぬのが

大体普通ですから、おじいさんこういうことはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

対するサービスということはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

おじいさんはある裁判でもう毎月行つておるわ

けです。毎月午前十時に行つて毎月必ず弁当を必

要とする。そんな、何というか、名古屋弁で言つたところくさいことは、何で裁判所が少しは好意を

持つて考へねだらうかといふことが一つ。

それからもう一つは、裁判所で待つておるところがない。廊下でぼさつとしておる。それで寒い。

それからちよつとどこかコーヒー屋へ行くといつたって、いつ呼び出しがあるかわからない。マイ

クがない。全くわれわれを何と思っているんだろ

うかといふわけです。私はそれを聞いて、一応法務委員としては多少政府の弁解もせんならぬのが

大体普通ですから、おじいさんこういうことはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

対するサービスということはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

おじいさんはある裁判でもう毎月行つておるわ

けです。毎月午前十時に行つて毎月必ず弁当を必

要とする。そんな、何というか、名古屋弁で言つたところくさいことは、何で裁判所が少しは好意を

持つて考へねだらうかといふことが一つ。

それからもう一つは、裁判所で待つておるところがない。廊下でぼさつとしておる。それで寒い。

それからちよつとどこかコーヒー屋へ行くといつたって、いつ呼び出しがあるかわからない。マイ

クがない。全くわれわれを何と思っているんだろ

うかといふわけです。私はそれを聞いて、一応法務委員としては多少政府の弁解もせんならぬのが

大体普通ですから、おじいさんこういうことはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

対するサービスということはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

おじいさんはある裁判でもう毎月行つておるわ

けです。毎月午前十時に行つて毎月必ず弁当を必

要とする。そんな、何というか、名古屋弁で言つたところくさいことは、何で裁判所が少しは好意を

持つて考へねだらうかといふことが一つ。

それからもう一つは、裁判所で待つておるところがない。廊下でぼさつとしておる。それで寒い。

それからちよつとどこかコーヒー屋へ行くといつたって、いつ呼び出しがあるかわからない。マイ

クがない。全くわれわれを何と思っているんだろ

うかといふわけです。私はそれを聞いて、一応法務委員としては多少政府の弁解もせんならぬのが

大体普通ですから、おじいさんこういうことはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

対するサービスということはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

おじいさんはある裁判でもう毎月行つておるわ

けです。毎月午前十時に行つて毎月必ず弁当を必

要とする。そんな、何というか、名古屋弁で言つたところくさいことは、何で裁判所が少しは好意を

持つて考へねだらうかといふことが一つ。

それからもう一つは、裁判所で待つておるところがない。廊下でぼさつとしておる。それで寒い。

それからちよつとどこかコーヒー屋へ行くといつたって、いつ呼び出しがあるかわからない。マイ

クがない。全くわれわれを何と思っているんだろ

うかといふわけです。私はそれを聞いて、一応法務委員としては多少政府の弁解もせんならぬのが

大体普通ですから、おじいさんこういうことはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

対するサービスということはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

おじいさんはある裁判でもう毎月行つておるわ

けです。毎月午前十時に行つて毎月必ず弁当を必

要とする。そんな、何というか、名古屋弁で言つたところくさいことは、何で裁判所が少しは好意を

持つて考へねだらうかといふことが一つ。

それからもう一つは、裁判所で待つておるところがない。廊下でぼさつとしておる。それで寒い。

それからちよつとどこかコーヒー屋へ行くといつたって、いつ呼び出しがあるかわからない。マイ

クがない。全くわれわれを何と思っているんだろ

うかといふわけです。私はそれを聞いて、一応法務委員としては多少政府の弁解もせんならぬのが

大体普通ですから、おじいさんこういうことはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

対するサービスということはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

おじいさんはある裁判でもう毎月行つておるわ

けです。毎月午前十時に行つて毎月必ず弁当を必

要とする。そんな、何というか、名古屋弁で言つたところくさいことは、何で裁判所が少しは好意を

持つて考へねだらうかといふことが一つ。

それからもう一つは、裁判所で待つておるところがない。廊下でぼさつとしておる。それで寒い。

それからちよつとどこかコーヒー屋へ行くといつたって、いつ呼び出しがあるかわからない。マイ

クがない。全くわれわれを何と思っているんだろ

うかといふわけです。私はそれを聞いて、一応法務委員としては多少政府の弁解もせんならぬのが

大体普通ですから、おじいさんこういうことはへにもかけぬのでは

言つたよと言いたい。けれども、その場合は、私は

対するサービスということはへ

いうことを何回でも繰り返す。どっちが悪いのか、それはわかりません。わかりませんが、庶民としては全く裁判所といふところはなつておらぬ。五分か十分で済むことならなぜ先にやってくれぬかと言ひ。集中審理ということがあるんだよと私が言ひうのですけれども、それならそんなことやりやつてくれてもよきそうなものだ。もう少しやり方を変えてくれというのがもっぱらの話です。

それからもう一つは、証人や参考人、全くはなしの金で、へい御苦勞さん——御苦勞さんも言わぬということは、これまたなつておらぬ。何である、くらいのはした金を出すのか、ばかりにしておる、こう言うのです。大臣もお見えになつたところだけれども、もう少し参考人であろうと被告人でありますけれども、どのくらい指揮権を持つておるのか、遠慮してよう言われぬのか知りませんけれども、ほかの問題と違つて、裁判所の内部における国民に対する扱いについてはちゃんとおやりになつたつていいじゃないか、やるのが当然じゃないか。ほかのお役所でもサービスの悪いところはありますけれども、裁判所ほどサービスの悪いところはないといふもつぱらの評判ですよ。裁判所ばかりでなく、法務局もそだたと言います。向こうもやっぱり言うのです。区役所に行つて、戸籍抄本なり印鑑證明なんかをくれと言うとすぐくれる。ところが法務局に行くと全くひどいと言うのです。一ぺん統計をとつてみてちようだい、こう言うわけです。法務局へ行つて右から左にくれるものは何もない。そうしてこつた返しておる。大体最高裁や法務省といふものはちりあくたのように見て上からながめてござる、スポーツでは庶民的な大臣もござることなどだから、もうちょっととよくなりそうなものだとみんなが言つておるのでですよ。ほんとうの話ですよ。

たまに行つた人だからよい痛感するかもしねないけれども、ほんとうにみんながそう言つておる。この辺はもうちょっとよくしてもらわなければいいかねと思うのですが、大臣、しまいのほうだけお聞きになつてもおわかりだらうと思うのですが、一ぺん意のあるところをお聞きいたしたいと

○石井國務大臣 途中から伺いましたが、どうも役所風を吹かすということが問題のようですが、さぞや。それからまことに、この三つは、去る省の

関係でも、どうもえしてそういうことを言われなければならぬでございますが、本省からいたしまして実にいかつい建物でございます。あの中に入つてくると、二度と来るところじゃない、ちょっとこわいような気がいたしますと、私の選挙区の者が来てそう私に申しておりますが、たぶんそうだろうと思います。私どもはそれほどまでは思わないけれども、一般の人は近づきにくく、一そろ中で働く者は気を配らなければならぬと思います。その点につきましては、私どももみんなとそういう話をよくすることでございますが、話ををしておるときはまことにそうだと言ひながら、よく心持ちが行き渡らない場面もあると思います。今後とも気をつけて、いやな思いをせぬように努力いたします。

○横山委員 こういう錯覚があるんじゃないのかと思うのですよ。法務省とか最高裁、裁判所といふところは威厳がなくてはいかぬ。その威厳といふこととサービスといふものは矛盾する。やはり権威、威厳といふものを持っておらなければいかぬという錯覚が伝統的にあるんじやなかろうか。ほのかの官庁のように花を植えたり、ストーブをつけたり、はい何々さん今度は裁判でござりますといふ呼び出しがするようなサービスをすることは、つけ上がらせると思っておるんじやなかろうか、こんな感じが私はするわけです。あなたはそんなことはない、とおっしゃるに違ひないと思いますが、

なお、制度全般の問題につきましては、いま横山委員からもお話をありましたとおり、法制審議会等で御審議いただいたわけでございまして、私もとしてはこの国会に提案していくただくことをお願いしておる次第でございます。

○大久保委員長 坂本泰良君。

○坂本委員 私は、終わりでありますから裁判所法でただ一点だけ確かめておきたいのは、特殊事件についての裁判所の調査官、この中には工業所有権、租税の関係がありますから、何か学者なんかを調査官にするといふ予定があるかどうか。

それと、この調査官に対する給与の問題について

○寺田最高裁判所長官代理者 執行吏の事務所は、各地によりましてやいま横山委員のお話しえのよきな寒情ではございますが、これは逐次その建物の改築計画が進むに伴いまして改善されいくよう、私どもとしては善処したいと考えております。名古屋の場合は、先ほどちよつと申し上げました簡易裁判所増築といふことで相当前進するのではないか、かように考ふるわなでございます。

あなたがたがそうであろうと、一般的の末端にはそういう感じがあるんじやなからうか。行く人がおずおずして行くからつけ上がる雰囲気ができるわけですが、その辺はこの機会にひとつ十分改善をしてもらいたい。

それから、最高裁にお伺いしたいのですけれども、あとで法律案が出てくるはずではありますけれども、例の執達吏はまだ薄暗いところに入つておるのです。これはお約束願つておるのであるが、あれをもうちょっと明るいところに出してもらわなければいけないですか。いつまでたつても、お約束願つても、各所とも暗い地下室のような、ごみためのような中に入つて、そこでごちやどちややつておるから、やっぱりよい雰囲気は生まれぬ。建物はできぬでも、一室やそこら何とかあかぬことはないんだから、執達吏の事務所をもう明るいところにして、公明正大な事ができるようにしてもらいたい。できませんか。

○寺田最高裁判所長官代理者　お話しのとおり、裁判官はかなり激務でございますので、病人が出る場合もござりますけれども、いわゆる長期欠勤者といふものは、そろ大せいはないよう了解いたしております。はつきりした数字をいまちょっと申し上げるだけの資料を持っておりませんが、數名を出ないと考えております。そしてそういう場合には、いろいろ処置をとつておりまして、それない場合もござりますけれども、こく一例を申し上げますれば、たとえばある地の所長さんが入院されるというような場合に、所長さんをかわっていただくような場合もござります。そういうよくなごとでいろいろ処置をして、そんなに大きな影響のないよういたしておりますつもりでござ

○寺田最高裁判所長官代理人 地方裁判所の調査官の給源として学者を考えているかというお話をござりますが、これは学者も一つの給源として私どもとしては考えております。ただはたしておいでいただけますかどうか、その辺はまだ必ずしも自信はないわけでございます。

それから給与の問題は、先ほど来る御説明申し上げましたとおり、二等級でございますので、大体五、六万円から九万円くらいの月額でございまして、その上に約二割程度の調整額がつく、こういうことになつておるわけでございます。

○坂本委員 工業所有権とか租税の関係は、学者といつても、そな専門でない学者でいいからそれを考えたのと、いま給与の点をお伺いしたのです。

それからもう一つは、現在裁判官に非常に欠勤者があつて、実際の定員が何名と裁判所にきまつていても、ほとんど出勤のできないような裁判官なんかがあつて、他の裁判官がこれを兼務——といつてはいけませんが、陪席なんかをやらしていふ。そういうような関係で欠勤者が多いと聞きますが、大体十日、二十日くらいの欠勤じゃなくして、長期欠勤者は何名くらいあるか、この点お聞きしておきたいと思います。

いますが、不十分な点はあるらかと思います。

○坂本委員 それから訴訟費用等の法律案です

が、前回執行吏のベースアップの問題がありまし

た際に調べますと、執行吏と執行代理がほとん

ど半々になつておるような資料をもらつたわけで

す。これはこれから執行官法ですか、これができ

ますと、それの中には執行代理は全部なくなる、

こういうふうに伺つておるわけですが、そななり

ますと別でそれども、執行吏の退職金だけをき

めておくと、結局執行吏の資格のある者だけがこ

の法律の適用を受ける。執行代理はちつとも関

係がない、こういうようなことが起る。そななり

ますと、大体現在の執行吏の執行のあり方を見ま

すと、家屋の明け渡しとか差し押さえとか建物の取

りこわしをして、土地の明け渡しとか、いわゆる

直接行為をやる場合にはほとんど執行代理が行

くわけですね。それから一例をあげますと、裁判

所の和解調書に基づいて執行吏が行く場合は、執

行吏代理が行って、そうして代物弁済その他の和

解調書で直ちに明け渡しの談合をする。取りこわ

しの一部着手をする。そういうことになりますと、

それに対して、ことに当事者の和解調書について

はこのところは慎重にやられていますけれども、力

の弱い者とか、いわゆる借金をした者がなんとか

かんとか、それでは金を貸さねどというような関

係で和解調書ができるのがやはり相当あると

思ひます。そういうような場合に、家の代物

弁済に基づいて、金を払わなければ、家をあける

とか建物を取りこわして土地をあける、こういう

ような場合、直ちに執行吏が出かけて、そうして

一部の執行があるのは半分くらい当たることもあ

りますね。そうすると異論のある場合に、それに

対して執行異議の申し立てをするとかいろいろや

る場合には、やはり債務者はなかなかやれないわけ

です。そういうような仕事には、問題のある場合

には、ほんと執行吏代理が執行に行つておるわ

けです。それはもちろん執行吏の代理でやるわけ

で、責任は執行吏にあるのでしょうか、しかしながら現在執行吏代理の月給は二万円か三万円で

あつて、そなにして直接人民の利害に関する執行行

為に当たる。執行吏がそういうところには行かず

に、そなして相当の、法にきめられた手数料を取

る、そないうようなことで執行吏のベースの問題

でも問題になりましたが、臨時に置く執行吏が全

国の執行吏の半分もいる、こういうことになると、

これは非常な問題だ、うでの法律は通つたわけ

であります。その後執行吏代理が減つていているか

どうか、その点と、この執行吏の退職金について

は、全然執行代理には関係がないが、何とか執

行代理の合同事務所か何かでそないうちは操作

をしているのかどうか、その点をこの際承つてお

きたい。

○寺田最高裁判所長官代理者 執行吏及び執行吏

代理に関するお尋ねでございますが、この法案で

お願いいたしておりますのは、執行吏の恩給の調

整と、うことでございまして、これは一般の公務

員の場合における低額恩給の改善ということにつ

いての恩給法の改正案、それに伴いますところの

ほんの部分的なと申しますか、びほう的な措置に

すぎないわけでござります。先般の法務委員会で

いろいろお尋ねもいたとき、問題になりました執

行吏及び執行代理に伴います全般的な問題につ

きましては、先般ちょっと申し上げました執行吏

に対する補助金の増額等の予算的措置につきまし

ては、先般衆議院で可決いただきました四十一年

度予算においても盛り込まれているわけでござい

ますが、その他もう少し制度的な面は、先ほど来

お話しの執行官法で根本的にやつていただきとい

うことをお尋ねもしては考えておるわけでござい

ます。いま法務省のほうにそういうことでお願い

をいたしているわけでございまして、その執行官

法を御審議いただきまして、その執行官

法を御審議いただきまして、その執行官

法を御審議いただきまして、その執行官

額の予算が通過いたしましたれば、それらの措置と

相ましまして、急速に執行代理を整理、つまり

これが執行吏あるいは将来の執行官に採用できる

者はそういうふうに採用し、またそれはふさわし

くない者はかかるべき方法で将来とも見していく

ことがあります。ただし、三年ほど前の国会でと、お話を

お聞きいたしましたが、一番その点をやかましく議論

されています。その全般的な青写真と申しますが、そないう点はいずれ執行官法を御審議い

ますか、そないう点はいかがでござります。

そこで、私どもとしては、それをなくするとし

ても、いわゆる無手勝流ではできませんので、そ

れには何としても予算が要る。そこで執行吏につ

いて予算的措置を講じて、なるべく執行吏にいき

やすいようにする。そして執行吏がふされば、

執行代理は整理できる。そういうことで、先般

来て、予算もお願いしたわけでございまして、方針

としては着々進めてまいっているわけでございま

す。ただ、現実の数字というものは、まだ御待

てしてはまいづらうところにはまいづらうけれども、

そういう方向で今後とも善処してまいりたい、か

ように考えております。

○大久保委員長 この際、おはかりいたします。

ただいま議題となつております三法律案のうち、裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正

する法律案、及び、訴訟費用等臨時措置法等の一

部を改正する法律案の両案に對する質疑はこれに

て終了したいと存じますが、これに御異議ありますか。

そこで、私は仮処分をとつて、執行のあれを取り消し

てしまふわけです。それは執行代理がやるので

差し押さえであれば、競売までは二週間の期間が民

事訴訟法に基づいてあるわけです。ですから、債

務者はその二週間に違法な和解調書なんかにつ

いては保護を求められるけれども、家屋の明け渡

しなんかの場合には、八畳と六畳と一間の部屋で、

明け渡しをしたら、八畳の部屋を引きつけついで

てしまふわけです。それは執行代理がやるので

差し押さえとすれば、競売までは二週間の期間が民

事訴訟法に基づいてあるわけです。ですから、債

務者はその二週間に違法な和解調書なんかにつ

いては保護を求められるけれども、家屋の明け渡

しなんかの場合には、八畳と六畳と一間の部屋で、

「異議なし」と呼ぶ者あり

ます。いま持つておりませんけれども、そないう大き

な変化はないと考えておりますが、ただ執行官法

を通じていただき、さらに執行吏に対する恩給増

改正する法律案について採決いたします。

○大久保委員長 これより両案に対する討論に入

る順序であります。討論の申し出もありません

ので、直ちに採決に入ります。

まず、裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、おはかりいたします。ただいま可決せられました両案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大久保委員長 次会は、明十七日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後一時三十五分散会

法務委員会議録第八号中正誤

八
段行
未「〇志賀(義)委員」は削る。正

昭和四十一年三月十九日印刷

昭和四十一年三月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局